

消滅時効法の転換と民法改正

半田吉信

目次

- 1 はじめに
 - 2 ドイツ民法
 - 3 フランス民法
 - 4 結びに代えて
- 1 はじめに

古典期ローマ法には消滅時効の制度は存在していなかった。按察官訴権（瑕疵担保訴権）などで一年間とか二年間の訴権行使期限が認められていたにとどまる。一般的な消滅時効制度が導入されたのは紀元五世紀の前半である。⁽¹⁾しかも時効期間は三〇年間とされた。そしてこの三〇年間という時効期間が中近世を経て、一九世紀の近代的民法

編纂においても一般的時効期間として継承された。もともと、一八〇一―一九世紀において日常的に生起する比較的少額の債権についてはそれとは別個に特別規定として一―五年の短期の時効に服させる時効制度がいわば慣行的に定着し、近代民法典の多くに採用された。またこれとは別に不法行為上の請求権や詐欺行為取消権、賃貸人、賃借人間に生じる債権、売買、請負における担保責任、親族、相続法上の特別の請求権などについて民法典上または場合によっては特別法上特別の時効規定が定められている。これは、独仏、日本などの大陸法系諸国ではほぼ同様である。しかし、一九八〇年代にドイツ司法省からの委託を受けてドイツ債務法改正のために執筆されたペーター・ス、ツインマン、両教授による提案は、このようなローマ法以来の伝統的な時効法体系を大きく変容するものであった。⁽²⁾それによると一般的な時効期間は、主観的な起算点を伴う短期の期間制限と客観的な起算点を有する比較的長期の期間制限から成る二重期間制限を本質とするものであり、しかも前者は二年とか三年という極めて短い期間が予定される。ただし、生命、身体に対する損害については、それが不法行為に基づくものであるか、契約に基づくものであるかを問わず、通常の時効期間が適用されるのではなく、長期の特別時効期間が適用される。また従来の時効中断事由の多くが（承認などを除き）停止事由に組み込まれ、それによる特に債権者にとつての不都合は債権者、債務者間の時効に関する合意や和解、仲裁、調停にかかる場合への時効停止の拡大などにより是正されることとが予定されている。このような時効に関する新たな枠組みは、二〇世紀の末に出たPECLやPICC、それによや遅れて編纂された、PECLの改定版としての意味合いの強いDCFR（二〇〇九年）といったヨーロッパの学者が中心になって作成したソフトローとしての契約法原則で基本的に採用されただけでなく、二〇〇一年に制定されたドイツ新債務法で従来の伝統的な時効法の枠組みにとつて代わる形で導入され、これが契機となって二〇〇八年のフランスの新時効法や二〇一三年のスイス債務法総則編の改正提案における時効ルール⁽⁴⁾、さらには二〇〇九

年の日本の債権法改正提案の新時効ルール、二〇〇一年のイギリス法律委員会の出訴期限法の改正提案における新ルールへとつながっている。これらの新ルールないし改正提案はいずれもこのペータース、ツインマーマンの提案ないし二〇〇一年のドイツ新時効法の枠組を継承するものである。

日本では通常の債権は、債権者が権利を行使しうるときから一〇年で時効にかかり（日民一六七条一項）、日常反復して発生する比較的少額の債権は短期時効に（日民一六九条以下）、また商事債権は五年の時効にかかる（日商五二二条）。不法行為に基づく損害賠償請求権は三年、二〇年の二重期間制限に服し（日民七二四条）、その他民法、特別法には時効に関する特別規定（二重期間制限を定めたものも含む）が定められている。日本で右の新たな時効法の枠組みを採り入れるべきかどうか。筆者は現行の日本の消滅時効法が塵肺訴訟などで示されているように幾つかのひずみを生じていることは否定できないが、一般的な時効期間を三〇年ではなく一〇年にした点など、基本的には現在でも十分に妥当しうるものだと考えている。しかし、近時特にヨーロッパを中心とした時効法の新しいトレンドが生じており、日本でもその採用が眉目の急となっていることは周知の通りである。この新しい時効法は、一般的にいうと時効期間を、特に人的被害や生命侵害の場合を除いて、二年とか三年の極めて短い期間に短縮するものであり、債権者の権利の実現という観点からは大いに問題があるといえる。事業者間の取引であれば、事業者には早期の権利実現の手立てを講じることが期待されるが、一般の市民にはこのような期待はむずかしいといえるかもしれない。もともと、人から借りたお金を五年経って払わない者は一〇年経っても払わないのが通例である。裁判例で時効の短さないし債権者の権利救済が問題になることが多いのは、塵肺訴訟や石綿訴訟などの労働災害を中心とした人身被害に関するものであり、それについては新しい時効法枠組では、通常の時効とは別個に人身被害に関する長期の期間制限規定が置かれる。債務額が少額の場合は訴訟のコストなどを考えて債権者があき

らめる場合が多いとしても、巷間一〇年の時効完成間際になって借主等債務者を訴える訴訟が起こされる場合も少なくないといわれるが、時効期間が短くなると、債権者はそれに応じて対処すればよいのであり、時効期間が長いから債権者は救われないとまではいえないのかもしれない。このようにみてもこの新しい時効体系をわが国に導入すべきか否かは、人身被害を除く損害賠償を含む債権の行使期間を二年、三年あるいは五年という比較的短い期間にすることを受け入れる状況が国民の間に醸成されているかどうかにかかっているといえるのではないかととも考えられる。貸金ないし債権を踏み倒されないためには、債権がこれら短期間に時効消滅することを意識して、時効にかかる前に訴え提起、和解、仲裁、調停手続の着手、督促命令の取得等の措置を講じなければならない。しかし、これによっていえることは、貸した金の返還は相手が払えるときまで待つてあげるといふ個人と個人との間の友誼関係を基礎とする（人情の支配する）素朴な市民関係から、人は日々新しい関係を次々と構築していく存在であり、貸した金をすぐに取り戻す努力をしない者は、比較的早い時期に取り戻せなくなるいわばビジネスの時代に移ることを意味するのではないかとことである。契約違反や不法行為によって人的被害を受ける場合は別である。このような考えに立つと、このような新しい時効体系を迎え入れることに支障はなく、問題は日本でそれを受け入れる場合にどのように日本のこれまでの法発展や民生に合うように修正するかの問題に移ることになる。

以下の本論では、ペーターズ、ツインマーマンの時効制度の提案に端を発する新しい時効体系がドイツ、フランスでどのように受け入れられたか、ないしどのように立法化されたかを素描するとともに、⁵⁾法改正後すでに一四年が経過したドイツでこの新しい時効法体系がどのように推移し、かつどのような新たな問題を提起しているかを資料に基づいて浮き彫りにする一方では、ドイツ、フランス等における新時効法相互間の異同を明らかにし、わが国における新時効体系の導入がどのようなべきなのかをこれまでに公開された資料に基づいて検討して、来るべ

きわが国の新時効法制を構築するにあたっての参考資料を提供したい。

注

- (1) 紀元四二四年にテオドシウス二世が訴権を対物訴権と対人訴権を問わず三〇年の消滅時効に服せしめた (Cod. Theod. 4. 14pr.; C. 7. 39. 3pr.)。これが今日に至るまでの消滅時効制度の起源である (拙稿「時効期間と除斥期間の分化過程—ドイツ普通法を中心に—」法時五五巻三号 (昭和五八年) 一四頁参照)。
- (2) Bundesministerium der Justiz (Hrsg.), Gutachten und Vorschläge zur Überarbeitung des Schuldrechts, Bd. I, 1981, SS. 77f. [Peters/Zimmermann]. 下森定他編著・西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究 (法政大学現代法研究書叢書) (一九八八年) 八八頁以下 [半田]。
- (3) ツィンパーマンの新しい時効法の体系については、Zimmermann, Comparative Foundations of a European Law of Set-off and Prescription, Cambridge UP, 2002; id., The new German Law of Obligations-Historical and Comparative Perspectives 2005 (中田監修・ラインハルト・ツィンマーマン・ヨーロッパ私法・契約法の展開とドイツ新債務法 (二〇〇八年) 第四章 (野々村和喜訳) 参照)。
- (4) スイス債務法の消滅時効法の改正提案については、拙稿「スイス債務法総則編の改正」本誌二八巻一号 (二〇一四年) 五七—五九頁参照。
- (5) P E C C L については、オーレ・ランドー／エリック・クライフ／アンドレ・プリュム／ラインハルト・ツィンマーマン編「潮見佳男、中田邦博、松岡久和監訳」・ヨーロッパ契約法原則Ⅲ (法律文化社) (二〇〇八年) 一三二頁以下、P E C C L および P I C C (二〇〇四年版以降) については、金山直樹編・消滅時効法の現状と改正提言 (別冊 N B L / No. 122) (平成二〇年) 一八三頁以下「鹿野菜穂子」、D C F R については、クリスティアン・フォン・バルル他編「窪田充見、潮見佳男、中田邦博、松岡久和、山本敬三、吉永一行監訳」・ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 (共

通参照草案(DCFR)(法律文化社)(二〇一三年)一五三頁以下参照。イギリスの二〇〇一年法律委員会出訴期限改正提案については、金山編・前掲書一四二頁以下「松尾弘」、拙稿「イギリス出訴期限法と二〇〇一年改正提案」千葉大学法学研究三〇巻一・二号(平成二七年)一一頁以下参照。

2 ドイツ民法

(1) 二〇〇一年の法改正

(イ) 改正前時効法の概要

二〇〇一年に債務法現代化法が制定されるまでのドイツの消滅時効法は、わが国の消滅時効法とかなりの点において類似している。これはわが国で明治期に民法を制定したときに、範とした外国の法典または草案の一つがドイツ民法の第一草案および第二草案であったことを原因とするというよりも、より実質的にはわが国の明治民法の時効を含めたルールのもととなった一九八〇年代のヨーロッパ各国の時効ルールの一つとして当時のドイツ民法学で論じられていた時効法が位置づけられるからだといえよう。すなわち、改正前のドイツ民法の時効ルールと現在までの日本の時効規定とはルーツを共通にする。旧法の一般の時効期間は、その頃までのヨーロッパの多くの国で採られていた三〇年間である(下民旧一九五条)。しかし、二年、四年の短期時効期間の定めがある(下民旧一九六条、旧一九七条¹⁾)。これらの短期時効期間の制度は、一九世紀の取引実務の中で醸成されてきたものである。日々反復発生継続して発生する比較的少額の債権、債務については比較的短期の時効を認めたらよいという趣旨である。三〇年の時効期間の開始時は、請求権発生時である。不作為債務はその違反のときが起算点となる(下民旧一九八

条)。権利者が解約した場合に始めて給付を請求しうるときは、起算点は、告知が許容されたときであるが、告知後一定の期間が経過したときに義務者が給付を実現しうる場合は、その期間が経過したときである(下民旧一九九条)。権利者が取消権を行使した後で始めて請求権が発生するときは、家族法上の関係を除き、時効の起算点は取消が許容されたときである(下民旧二〇〇条)。また短期時効は、それらの請求権の下民旧一九八条から旧二〇〇条までの規定に従った起算点が到来した年の終了とともに進行を開始する。給付がこの時点を越えた期間の徒過後に始めて請求されうるときは、その期間が徒過した年の終了とともに時効は進行を開始する(下民旧二〇一条)。このような短期時効についての時効起算点のルールは、改正後の短期時効期間の起算点に関する規定として存続する(下民一九九条一項)。しかし、既判力をもって確定された請求権は、それが短い時効期間に服するとしても三〇年の時効にかかる。執行力ある和解、執行力ある証書、破産手続上執行力あるものとされた請求権についても同様である(下民旧二一八条一項)。もともと、通例反復される将来満期の到来する給付に係る場合は、短期の時効に服する(同条二項)。戦前わが国の民法は本条を参考にして現行日民一七四条の二を規定した。

旧法では、今日のわが国の時効規定と同様停止事由と中断事由に区分けされていた。ドイツの旧規定で停止事由とされていたものは以下の通りである。給付が猶予され、または義務者が他の理由に基づいて給付拒絶権を有する場合(ただし、留置権、同時履行の抗弁、担保の不給付、先訴の抗弁、保証人の主債務者の有する取消権、相殺の抗弁、相続人の相続承認後認められる支払拒絶権(下民二〇一四条、二〇一五条)はこの限りでない)(下民旧二〇二条)、権利者が司法手続の休止その他の不可抗力により時効期間の最後の六カ月間に訴追できない場合(下民旧二〇三条)、婚姻当事者間の請求権は、婚姻継続中、親子間の請求権は子どもが未成年である間、後見人と被後見人の間は後見関係の継続中、パートナー間ではパートナー関係の存続中(下民旧二〇四条)、請求権の時効の進

行は停止する。ドイツの時効法には、停止事由の他に満了停止事由がそれとは区別されていた。この満了停止という概念は、改正後も継続して用いられている。旧法上行為無能力者、制限行為能力者に法定代理人がいなかった場合、これらの者に対する時効は、これらの者が行為能力を回復しまたは代理権の欠缺が治癒したときから六カ月が経過するまでは時効は完成しない。時効期間が六カ月より短い場合は、時効期間が満了したときから六カ月である（下民旧二〇六条一項）。これらの者が訴訟能力を有するときは、本条一項は適用されない（同条二項）。相続財産に属したまたは相続財産に対する請求権の時効は、相続人が相続財産を承認しまたは相続財産に関する破産手続が開示され、または代理人のまたは代理人に対する請求権が主張されるときから六カ月が経過する前は満了しない。時効期間が六カ月より短い場合は、時効期間満了時から六カ月である（下民旧二〇七条）。

ドイツ民法旧規定における時効中断事由としては、債務者の債権者に対する割賦金、利息の支払、担保の給付その他の方法による債務の承認（下民旧二〇八条）、請求権の裁判上の主張（下民旧二〇九条）、強制執行（下民旧一六条）がこれに属するが、それ以外にも多くの規定が置かれていた。裁判手続のために官署のあらかじめの決定を必要とし、または管轄裁判所の決定が上級裁判所によりなされるべきときは、申請の解決後三カ月内に訴えが提起され、または和解申立がなされた場合に、時効は官署または上級裁判所への申請の到達により中断する（下民旧二一〇条）。訴え提起による時効中断は訴訟が既判力をもって判決されまたは他の方法で終了するまで存続する（下民旧二二一条一項）。訴訟が合意または遂行されないことにより休止したときは、中断は当事者または裁判所の最後の訴訟行為とともに終了する。中断の終了後開始した新しい時効は、当事者の一人が訴訟を続行することにより訴え提起と同様に中断する（同条二項）。訴え提起による中断は、訴訟が取り下げられまたは本案自体について判断しない判決によって既判力をもって却下されたときは、生じなかったものとみなされる（下民旧二二一条一項）。

権利者が六カ月以内に新しい訴えを起こしたときは、時効は最初の訴えの提起により中断したものとみなされる(同条二項)。和解申立による中断は、和解手続の終了まで存続する。和解手続に訴訟手続が直接に接続するとき(下民旧二二一条および旧二二二条が適用される。和解手続が休止したまたは取り下げられる場合も同様である(下民旧二二二a条)。支払命令の申立には下民旧二二二a条が準用される(下民旧二二三条)。破産手続参加による中断は、取り下げの場合を除いて破産手続が終了するまで存続する(下民旧二二四一条、二項)。訴訟上の相殺または訴訟告知による中断は訴訟が既判力をもって判決されまたは他の方法で終結するときまで存続する(下民旧二二五一条項)。訴訟終了後六カ月内に請求権の満足または確定を求める訴えが提起されない場合は、中断は生じなかったものとみなされる(同条二項)。請求権が仲裁裁判所、特別裁判所、行政裁判所または行政官署で主張されるときも中断が生じる(下民旧二二〇一条一項)。仲裁契約において仲裁人が指名されず、または仲裁人の指名が他の理由に基づいて必要であり、あるいは仲裁裁判所がその他の前提が満たされた後でのみ招集されるときは、時効は権利者が事件の解決のために彼の側で必要とされることをなしたことにより中断される(同条二項)。

時効に関する合意については一箇条のみが規定されており、時効は法律行為により排除され、また加重されもしないが、時効の軽減、特に時効期間の短縮は許容されるとしていた(下民旧二二五一条)。もっとも、支払猶予、弁済期の延期による起算点の延期、不請求特約のように時効完成を間接的に困難にする合意は有効とされた。⁽²⁾

時効の効力は、ドイツ民法では債務者に抗弁権を与えるという構成がとられていた(下民旧二二二一条一項)⁽³⁾。時効にかかった請求権の満足のために給付されたものは、給付が時効にかかったことを知らないでなされた場合でも、返還請求されない。義務者の契約に合った承認ならびに担保給付の場合も同様である(同条二項)。下民旧二二二条二項の債務の承認は、時効中断事由としての債務の承認(旧二〇八条)とは区別され、起草時の第二委員会

この承認をド民七八一条の抽象的債務承認と解し、原則として書面の形式を要するとしていたが、⁽⁴⁾反対説もあった。⁽⁵⁾ 抵当権、船舶抵当権または質権のついた請求権の時効は、権利者が担保の設定された客体から満足を得ることを求めることを妨げない（下民旧二二三一条一項）。請求権の担保のために権利が移転されたときは、返還は請求権の時効に基づいて請求されえない（同条二項）。これらの規定は、利息や他の反復される給付の未払い請求権の時効には適用されない（同条三項）。主たる請求権に依存する付随的請求権は、これらの請求権に適用される特別の時効がまだ満了していない場合でも、主たる請求権とともに時効にかかる（下民旧二二四条）。

(ロ) 改正法の概要

二〇〇一年のドイツ債務法改正により消滅時効法は以下のように現代化された。⁽⁶⁾ まず第一に、一般的な消滅時効期間の短縮化と二重期間制限の導入である。一般的な消滅時効期間は三年間とされ（下民一九五条）、⁽⁷⁾ その起算点は、請求権が発生し、かつ債権者が請求権を基礎づける事情および債務者が誰であるかを知りまたは重過失がなければ知ったに違いない年の終了時となった（年末時効）（下民一九九条一項）。⁽⁸⁾ もつとも、一般の請求権は、債権者の上記の悪意または重過失による不知とは無関係にその発生時から一〇年で時効にかかる（下民一九九条四項）。請求権の発生時とは債権者が請求しうるときは直ちにの趣旨であり、⁽⁹⁾ 弁済期の到来時である。その後の法改正で親族、相続法上の請求権も原則的に一九九条一項の適用を受けることになったが、相続に基づく請求権またはその主張が死因処分を知ったことを前提とする請求権は、悪意または重過失の有無を考慮することなく請求権の発生時から三〇年で時効にかかる（一九九条三a項（二〇〇九年本項追加））。損害賠償請求権は、生命、身体、健康または自由の侵害⁽¹⁰⁾に関するものは、その発生および債権者の上記悪意または重過失による不知とは無関係に、行為、義務

違反またはその他の損害を惹起した出来事⁽¹¹⁾から三〇年で時効にかかる(ド民一九九条二項)。それ以外の損害賠償請求権は、悪意または重過失による不知を考慮することなくその発生から一〇年またはその発生および悪意または重過失による不知を考慮することなくその行為、義務違反またはその他の損害を発生させる出来事から三〇年のいづれか早い時期の到来したときに時効にかかる(ド民一九九条三項)。ドイツの新時効法同様ツインマン教授が制定に加わったPECLでは、三年の期間の起算点は債務の履行期とされ(二四・二〇三条一項)、またドイツのような長期の時効期間の定めはなく、三年の期間が各種停止事由によって人身損害については最大三〇年、それ以外の損害については最大一〇年まで延長されるという仕組みになっている(二四・三〇七条)。このPECLのモデルは、最初にツインマンらにより提案された時効法の体系により忠実である⁽¹²⁾。

ドイツ新時効法では、土地所有権の移転ならびに土地に対する権利の設定、移転または廃止もしくはかような権利の内容の変更の請求権およびその反対給付請求権は一〇年の時効にかかる(ド民一九六条)。売買および請負契約上の担保請求権は、ド民四三八条および六三四a条の特別規定が適用される。例えば、売却された建物に瑕疵があるときは、引き渡し時から五年の時効期間が適用され(ド民四三八条一項二a号)、売却された自動車に瑕疵があるときは、引き渡し時から二年の時効期間が適用される(ド民四三八条一項三号)。賃借人の賠償請求権および賃借人の費用償還請求権は、各々返還時または賃貸借終了時から六カ月の時効に服する(ド民五四八条)。所有権その他の物権的権利に基づく返還請求権(二号)、既判力をもって確定された請求権(三号)、執行力ある和解または執行力ある証書に基づく請求権(四号)および破産手続上なされた確定により執行力を取得した請求権(五号)は、異なった合意のない限り、三〇年で時効にかかる(ド民一九七条一項⁽¹³⁾)。もともと、既判力をもって確定され、執行力ある和解または証書に基づき、または破産手続上なされた確定により執行力を取得した請求権が将来到来す

る通例反復される給付を内容とするときは、通常の時効期間に服する（下民一九七条二項）。この三〇年の時効期間が適用される請求権の範囲には、当初親族法、相続法上の請求権も含まれていたが、二〇〇九年の改正で、これらの請求権にも（相続に基づく請求権および死因処分の認識を前提とする請求権を除き（一九九条三a項））できるだけ一般の時効規定を適用するために、本条の適用範囲から削除され、またそれに代わって、生命、身体、健康、自由または性的自己決定の故意による侵害に基づく請求権（一号）および強制執行費用の償還請求権（六号）が新たに加えられた。下民一九七条一項の請求権は、異なった時効の起算点の定めがない限り、請求権の発生時に進行を開始する。不作為請求権の場合は違反時である（下民二〇〇条）。既判力をもって確定され、執行力ある和解または証書に基づき、破産手続上なされた確定により執行力を取得した請求権または強制執行費用償還請求権の時効起算点は、判決が既判力を取得し、執行力ある債務名義が作成され、または破産手続上の確定のときに進行を開始するが、請求権の発生より前には進行を開始しない（下民二〇一条）。

第二に、ペータース、ツインマーマンの提案に従って、従来の時効中断事由のかなりのものが時効の停止事由とされたことである。新規定によれば、債務者と債権者の間に請求権または請求権を基礎づける事情に関する協議がなされているときは、時効は一方または相手方が協議の継続を拒否するまで停止し、この場合時効は停止の終了から早くても三カ月後に完成する（下民二〇三条⁽¹⁴⁾）。判例は協議の概念を極めて広く解し、直ちにかつ一義的に義務が否定されない場合には、請求権および請求権を基礎づける事実関係について意見の交換がなされれば十分であるとする⁽¹⁵⁾。なんらかの和解の準備の徴表が存在する必要はない。時効は、給付または請求権の確定、執行名義の取得または執行判決の付与を求める訴えの提起、未成年者の扶養に関する簡易な手続における申立の送達、督促手続における支払命令の送達、和解申立の通知の指示、訴訟上の相殺の主張、訴訟告知の送達、一定の要件を満たす場合

のひな型手続 (Musterverfahren) の申立の送達、独立証拠手続の実行の申立の送達、合意された鑑定手続の開始または請負における工事完了の際の鑑定人の委嘱、仮差押、仮処分または仮の命令の申立の送達、破産手続における請求権の届出、仲裁法廷の手続の開始、(官署のあらかじめの決定が前置される場合の) 官署における申立の到達、(管轄裁判所を決定する) 上級審における申立の到達、および訴訟費用扶助の最初の申立の通知の指示によっても停止する (下民二〇四条一項)。訴えの提起等が停止事由とされた理由は、訴えにより原告が勝訴の確定判決を得る場合は、後述既判力ある確定判決に基づく債権に与えられる長期の時効期間に服することになり、また請求棄却の場合は請求権の不存在が確定するため、時効期間を再開させる意味がないこと、訴え取り下げや却下の場合は、中断を遡及的になかったものとし、債権者が取り下げや却下の後六カ月以内に訴えを提起すると再び中断効を生じるとされていたが、これは内容からして停止であることに求められる¹⁶⁾。本条項が適用されるためには、単なる催告では不十分で、所定の手続きによる主張が必要である。この場合判決が既判力を取得し、または開始された手続が他の方法で終了したときから六カ月で停止は終了する。手続が当事者がそれをなさないことにより休止状態に陥ったときは、当事者、裁判所またはその他の手続に携わっている部局の最後の手続行為が手続の終了に代わる。停止は、当事者の一人が手続を再開したときに新たに開始する (下民二〇四条二項)。債務者が債権者との合意に基づいて一時的に給付拒絶権を有するときも、時効は停止する (支払猶予協定) (下民二〇五条)。当事者が他の手続における決定や損害の帰趨を待っているような場合である。後発的な支払猶予の合意は時効再開事由である承認となる。時効期間の最後の六カ月間に不可抗力により権利行使が妨げられる場合も時効は停止する (下民二〇六条)。夫婦間の請求権の時効は、婚姻が継続している限り停止される。同じことは、パートナー関係が存続する限りにおけるパートナー間、子供が二一歳を過ぎるまでの子供とその両親またはその配偶者もしくは一方の親のパートナー

との間、後見関係が継続している間の後見人と被後見人の間、世話関係が継続している間の被世話人と世話人の間、および保佐関係が継続している間の被保佐人と保佐人の間についてもあてはまる。子供の補佐人に対する請求権の時効は、補佐の継続中は停止される(下民二〇七条)。性的自己決定の侵害による請求権の時効は、債権者が二歳を過ぎるまで停止される。この債権者が時効の進行開始時に債務者と家族的関係にあったときは、時効は家族的関係の終了時まででもまた停止される(下民二〇八条)。ドイツ民法にはまた満了停止という制度もある。満了停止とは、時効完成を延期するものである。訴訟提起が一時的に不可能な請求権について認められる。当事者が行為無能力者または制限行為能力者であつて、しかも法定代理人がいなかったときは、この者が行為能力を取得したまたは代理権の欠缺の瑕疵が治癒した後六カ月が経過する前はこの者を当事者とする時効は完成しない(制限行為能力者が訴訟能力を有する場合を除く)。時効期間が六カ月より短いときは、時効のために定められた期間が六カ月の期間に代わる(下民二一〇条)。債権が相続財産に関わる場合は、相続が相続人により承認され、または相続財産に關する破産手続が開示され、または請求権が代理人によりまたは代理人に対して主張されうるときから六カ月が経過する前は、相続財産に属するまたは相続財産に対する請求権の時効は完成しない(下民二一一条)。時効更新(時効中断)事由は改正前に比べて大幅に減少する。改正後は時効中断事由となるのは、①債務者の債権者に対する割賦金、利息の支払、担保の提供、その他の方法(猶予の申立や担保責任における債務者の瑕疵除去の表明)⁽¹⁷⁾による請求権の承認、②裁判上または官署による執行行為の開始または申立であるが(下民二一二条一項)、執行行為が債権者の申立または法律上の要件の欠缺により無効となり(同条二項)、またはその申立が認められず、もしくは執行行為の前に撤回され、あるいはなされた執行行為が二項により無効とされた場合はこの限りでない(同三項)。

第三に、時効に関する合意の許容性については、新规定は、故意による責任の場合は時効はあらかじめ法律行為

により軽減されえない(下民二〇二条一項)、時効は法律行為により法定の時効の起算点から三〇年を超えて延長されえない(下民二〇二条二項)と規定するのみである。すなわち、契約自由の原則に従って原則的に時効期間、開始、停止などに関する無方式の有効な合意が原則的に許容される。このような時効に関する当事者の私的自治の拡大は、新法が時効期間を一般的に短縮したことによる不都合を回避するために当事者に時効に関する合意の範囲を広げる趣旨だとされている。下民四七五条二項には、消費用品売買における瑕疵担保について時効の要件の軽減について別の規定がある。普通取引約款に時効に関する合意が包含されている場合、下民三〇九条八b号は、売買および請負契約に基づく瑕疵担保請求権に関して制限を設ける。その他下民三〇七条の一般的なコントロールの適用を受ける。

これに対して、時効の効果は改正前と同様であり、債務者は給付拒絶権を有するにすぎない(下民二二四条一項)。訴訟上は債務者の援用が確定される場合にのみ時効が顧慮される。そうでなければ、債権者が時効を基礎づける事情を自ら主張する場合でも、債務者は給付を命じられる¹⁸⁾。消滅時効に関する積明(下民訴一三九条)も認められず、その場合裁判官の忌避の対象となる(下民訴四二条二項)¹⁹⁾。時効の抗弁の主張が時効完成後なされた場合でも、その効力は時効完成時に遡る。時効にかかった請求権の満足のために給付された物は、時効にかかったことを知らないで給付されたとしても、返還請求されえない(同条二項)。また最初に相殺されたまたは給付が拒絶されえたときに請求権が時効にかかっていなかったときは、時効は相殺または留置権の主張を妨げない(下民二二五条)。さらに、抵当権、船舶抵当権または質権を伴う請求権の時効は、債権者が担保に供された客体から満足を得ることを妨げない(下民二一六条一項)。請求権の担保のために権利が移転されていたときは、請求権の時効に基づいてその返還は請求されえない。所有権が留保されたときは、担保された請求権が時効にかかった場合、契約の解除はなさ

れない(同条二項)。もっとも、ド民二二五条一項および二項の規定は、利息請求権および反復継続される請求権には適用されない(同条三項)。主たる請求権が時効にかかった場合、それに付随する請求権は、これらの請求権のために主張される特別の時効がまだ完成していないとしても、時効にかかる(小民二二七条)。不給付または契約の趣旨に適合していない給付による解除は、給付または追完給付請求権が時効にかかり、かつ債務者がそれを援用する場合、無効である。給付不能、給付に対する期待不能、追完給付の期待不能の場合も同様である(小民二一八条)。

不作為請求権の時効が完成した場合は、債務者は不作為の拒絶、すなわち違反の権利を取得するのではなく、債権者が時効完成後さらなる違反の場合に、秩序罰の賦課(小民訴八九〇条)を可能にする強制執行名義をもはや取得しえなくなるという効果を取得するにすぎないと解されている。

(ハ) 改正法の特徴

(a) 通常の時効期間の短縮

本稿では、以下には主に近時ドイツの新消滅時効法制定後一〇年間の法発展を総括したシュミット・レンチュの論文に依拠して、ドイツ新債務法のもとの新時効法の問題点と議論の展開を概説しよう。⁽²⁰⁾ 債務法現代化法の中心的な関心事は、通常の時効期間の短縮であった。旧小民一九五条の三〇年はほとんどの請求権にとって長きにすぎた。それは、多数の請求権にとって特別条項によってより短い時効期間が導入されることに導いた。結局のところ原則、例外関係が逆転する結果になった。三〇年の時効期間は単に紙上においてのみ通常の時効期間となるにとどまった。現実にはそれは、なんら特別条項がない場合にのみ関与する留保時効期間となっていた。しかし、この標

準となる条項が時効法の拒否に導いたがゆえに、これもまた不相当であった。法的なスタートにおける小さな変更は、請求権がもはや約定された特別の時効にはなく、この一般的な時効期間に服することに導いた。両期間の間の矛盾は、客観的に通常は正当化されえず、債権者の利益において通常の時効期間に服する請求権に導く解決を求めることにすら誘った。⁽²¹⁾あまりにも短い期間を伴った不十分な担保法を切り替え、法定の規定がなければ三〇年の通常の時効期間が適用される、C I CまたはP F Vに請求権の基礎を求める、初期の売買—および請負契約法は、このようにして理解される。従って、時効法の分野における債務法現代化法の主要な関心事は、通常の時効期間を再び現実に通常の時効期間にすることであった。それは、時効期間が現実に多数の請求権に適合するように短縮することを要求した。しかし、その発生とともに開始する、債務法委員会によって提案された三年の時効期間のモデルは⁽²²⁾不適当であることが明らかになった。時効開始の初期の時点は、数多くの請求権が、債権者がそもそも彼にかような請求権が帰属することに気づく前に時効にかかることに導いた。それゆえに、債務法現代化草案には、旧ド民八五二条の不法行為に基づく請求権の時効期間を総ての請求権のために通常の時効期間として導入すべきことが規定された。⁽²³⁾同草案は、連邦政府および連邦政府統一会派⁽²⁴⁾によりほぼ同じ文言で提案され、連邦政府統一会派草案が議決された。⁽²⁶⁾連邦政府草案は片付いたものとされた。連邦政府草案を含む印刷物は連邦参議院の反対意見を含む。⁽²⁷⁾この草案は内容的にはヨーロッパ契約法原則⁽²⁸⁾及び二〇一一年一月一日にE U委員会によって提案された共通ヨーロッパ売買法一八〇条一項⁽²⁹⁾に一致する。通常の時効期間が、請求権を理由づける事情および債務者が誰であるかを債権者が知りまたはそれを重過失により知らないときから進行を開始させることは、なんらかの探求の困難を包蔵する。しかし、それは、どの年に時効開始のために標準となる事情が生じ、債権者がそれを知りまたは重過失によりそれを知らなかったのかが争われる場合にのみ役割を演じる。⁽³⁰⁾それに対して、当該年度における厳格な

時期は、ド民一九九条一項の文言（いわゆる最長時効）によれば問題にならない。起草者によれば、実務は、同様な規定である旧ド民八五二条および製造物責任法一二条の経験によって、残された問題をうまく処理するであろう。⁽³¹⁾

(b) 時効中断の時効停止への置換

以前の時効法の第二の重要な弱点は、時効期間の進行に影響を及ぼすべき多数の要件が中断事由とされていたことである。その発生は、進行している時効期間が停止するだけでなく、停止事由の経過後完全に新たに進行を開始することに導いた。それは目的適格的でないことが明らかであった。時効の新たな開始の法律効果は、多くの事例で債務者の不相当な不利益に導いた。債務者の利益は、特に訴えおよびそれに類似した手続関係の停止事由において、それまで経過した時効期間が保持されること⁽³²⁾によって考慮されるであろう。時効の付加的な新しい開始は必要ではない。⁽³³⁾

(c) 時効期間の延長禁止の役割

時効法の分野における債務法現代化法の最後の重要な改正は、延長禁止の役割に関する。以前の法によれば（旧ド民二二五条一文）、時効期間は延長されえなかつた。この延長禁止は、売買法上の担保責任法における極端に短い時効期間の場合は例外があつた。しかし、それがそもそもどうして存在するのか、どうして当事者には原則として時効期間の長さ及び経過に関する合意をなす自由が与えられるべきではないのかという問題が立てられる。契約自由の趣旨においてこの問題は肯定されうるであろう。起草者は、債務法現代化法においてド民二〇二条の導入によって契約自由を規定した。⁽³⁴⁾ このパラダイム転換は、規定には間接的にのみ表現されている。それは、三〇年より

長い時効期間を合意しない限りにおいてあらゆる形式における時効に関する合意を許容する。⁽³⁵⁾

(2) 二〇〇一年改正後の時効法の展開

(イ) 立法

(a) 二〇〇四年二月九日の時効適合法

債務法現代化法において新しい時効の観念が規定された。民法の枠内および他の法律においてすでにまた重要な時効規定がこの新しい体系に適合させられた。それに反して現代化法は、時効期間の完全な置き換えを規定しなかった。これはその企てに数多くの特別の問題を負担させ、場合によっては危殆化すらしたのである。それゆえに、起草者は、まず第一に新しい体系を導入し、さらなるステップにおいて時効期間をこの体系に適合させようとした。起草者は最初のステップで二〇〇四年二月九日の「債務法現代化法に対する時効規定の調整に関する法律」(BGBl. I S. 3214, 同年二月二十五日施行)により、そのための必要が存在し、これがすでに当初の法律によりなされていない限りにおいて、ほとんどすべての特別の時効期間を債務法現代化法に適合させた。一つの例外は、二〇〇三年二月一日の法律 (BGBl. I S. 2446) による旧 WIP-O 51 条における公認会計士の責任のための特別時効期間の廃止である。この立法計画は完全に静謐に進められた。それは新しい時効法がいかに摩擦なしに実務で受け入れられたかを示すものである。⁽³⁶⁾

(b) 二〇〇九年九月二十四日の相続法改正法

時効適合法において起草者は、相続法上の請求権の期間を依然として三〇年にとどめた。その理由は、相続法上

はいずれにしても一連の重要な事実の変更が計画され、この機会に相続法上の請求権がこれからも三〇年の時効期間に服すべきかどうかもまた検討されるという考慮であった。この検討は、相続法上の請求権の時効に関する特別規定がこれからも必要であり、基本的には相続法上の返還請求権のみがなお三〇年の時効期間に服すべきであるという結論に導いた。二〇〇九年九月二四日の相続法改正法 (BGBI. I. S. 3142) は、それに一致した改定をなした。³⁷⁾

(ロ) 時効法におけるパラダイム変換

(a) 旧規定の延長禁止の役割

延長禁止の放棄は、今後は当事者がかような合意をすることが原則的に可能になるといふ単なる技術的な変更を意味するだけではない。それはむしろ基本的なパラダイム変換もまた意味している。以前の時効法の解釈は、延長禁止によって刻印されていた。常にある解釈または別の解釈が、中断または停止の要件あるいは時効期間の計算に関するルールを用いて、それ自体禁止された時効期間の延長の結果を生じる、当事者のありうる努力を助長するかどうか³⁸⁾が考慮された。延長禁止はそれゆえに解釈上の箴言でもあった。この箴言は喪失した。そして停止要件の解釈がもはや原則的な延長禁止ではなく、全く反対に、延長が許容されること³⁸⁾によって特徴づけられることに導いた。

(b) 停止と更新における原則、例外関係

以前の法の中断要件の停止要件への転換もまた、単なる形式的な法変更を超えている。これらの要件は、以前の法と同様時効の停止もまた惹起する。法は、中断の期間についても規定した。しかし、今日では時効は、停止の経過後、以前とは異なり、新たに開始するのではない。むしろ残りの時効期間が停止の終了後進行する。それもまた

過小評価されるべきでないパラダイム転換である。その他の点では広範に変更なく停止要件として受け入れられた中断要件の解釈は、それらが停止と並んで新たな開始もまた惹起したがゆえに、以前の法のもとで非常に厳格であった。かような厳格な解釈は、これらの要件が今日では単に停止に導き、かつ新たな開始をもはや惹起しないがゆえに、もはや必要ではない。特徴のはっきりしたその事例は、PKH（訴訟費用扶助）の申立てによる時効の停止である。それもまた以前の法では時効の新たな開始を惹起した。それゆえに判例は、理由のないまたは許容されないPKHの申立てにより可能となる濫用を妨げることに大きな価値を置いた。それは例えば、PKHの申込みによる時効中断が、これに総ての必要性の検討のために必要とされる証拠資料が備わった場合のみ惹起されるという要求に導いた。⁽³⁹⁾それは新しい法ではもはや不要である。新しい法ではPKHの申立ては、それが許され、完全であり、または理由があるかどうかとは無関係に停止の効果を惹起する。濫用に立ち向かうために、起草者は、最初のPKHの申立てのみが時効の停止に導くと規定する。明らかに理由のないPKHの申立てをできるだけ早く却下し、それにより惹起された時効期間の停止をできるだけ早く再び終わらせるのは裁判所の責任である。⁽⁴⁰⁾

(c) 予防実務の任務としての時効ルール

延長禁止の廃止を予防実務は、新しい任務の前に置いた。以前の法のもとでは時効期間の長さや経過に関する合意はほとんど意味がなかった。それは限られた範囲でのみ可能であった。新法のもとではそれは異なる。新法はかような合意を許容する。時効期間の長さに関するルールによって、不動産物権の発生または作用に向けられた請求権の時効という下民一九六条により規定された特別の問題もまた解決されるであろう。この特別の領域において予防実務はそれに新たに課された任務をすでに把握した。数多くの公証人契約において下民一九六条の時効期間は、

例えば担保のために設定された不動産担保権の移転または消滅請求権のために三〇年に延長された。しかしその他は時効期間の長さおよび計算に関する合意は伝統的になおむしろ稀である。それは変更されるべきである。立法者は、新しい時効法ルールの作成に際してド民二〇二条一項の当事者の規定の自由から出発した。それゆえに、法律規定があまりに包括的であり、または具体的な個々の事例に適しない場合に、その特殊な必要に適ったルールを定めるのは、当事者の責任である。予防実務は、そのことを考慮し、合意の必要性を検討し、かつ法律規定との必要な違いおよびその補完を提案すべきである⁽⁴¹⁾。

(ハ) 新たに生じた論点

(a) 時効経過前の時効の放棄

以前の法では時効期間経過前の時効の放棄は不可能であった⁽⁴²⁾。それが延長の禁止を回避することにつながるからである。この判例は、新法のもとではその正当性を失った。新法は、時効期間の延長その他の規定を禁止しない。それゆえに、時効の抗弁は、時効期間の経過前でもすでに放棄される⁽⁴³⁾。

(b) 手続中止の場合の時効の停止

訴訟手続はド民二〇四条一項一号によれば時効を停止する。停止はド民二〇四条二項二文によれば手続が既判力を持つて終結するまで継続する。手続がもはや進められない場合は、時効はド民二〇四条二項二文により、それより早く、すなわち、最後の手続行為がなされたときに終了する。旧法と同様新法でも訴訟手続の時効停止効の終了が、手続が最初に休止したすべての事例で認められうるかどうかという問題が立てられる。旧法のもとでは判例は、

手続の休止のために十分に納得のいく理由がある事例のための⁽⁴⁴⁾、また手続の指揮が、手続の進行のために配慮しなければならぬ裁判所に存在する事例のための⁽⁴⁵⁾例外を認めた。連邦最高裁は新法のもとでこの立場を固持した⁽⁴⁶⁾。十分に納得させる論拠を必要とする理由は、もちろん旧法のもとでは時効延長禁止の存在である⁽⁴⁷⁾。手続を単に停止させることは、十分に納得させる理由がない場合は、当事者が時効延長禁止を、訴訟手続を開始したが、これを続行しないことにより回避しようとすることを意味するにすぎない。十分に納得させる理由がある場合にこの議論は否定される。新法のもとでは、延長禁止がもはや存しないがゆえに、この視点はもはや問題にならない。新法のもとでは、本来はむしろ、手続が当事者の側で進められないのか、それとも裁判所の側で進められないのかという問題が提示される。裁判所が手続をもはや進めない場合は、手続行為がなされないためであろうと、当事者の申立てによる場合であつても、手続が形式的に休止に追い込まれた場合であつても、その手続は同様にまだ係属している。当事者が自ら裁判所の関与なしに単純にもはや行わず、手続を事実上休止させるときは、異なる。その場合この休止の結果を自主的に規律するのは彼らの任務であり、それにつき彼らは下民二〇二条により権限もまた有する。そのような手続をする十分に納得させる理由を有する当事者が、通例下民二〇二条により時効の停止を合意することは至極簡単なことであろう。それゆえにシュミット・レンチュは、手続の休止の場合もはや十分に納得させる理由があるかどうかではなく、誰が手続を休止させたのか、裁判所かそれとも当事者自身が問われるべきであるという見解に与する。後者は手続が終了するが、前者はそうではない⁽⁴⁸⁾。それは、結果的に従来認められた例外、すなわち、裁判所における手続指揮の欠落に一致する⁽⁴⁹⁾。

(c) 抗弁による時効停止

以前の時効法によれば、債務者が給付拒絶権を有する限り、時効期間は停止した。したがってそれは、債務者にド民二七三条または三二〇条に従って留置権が帰属する場合は、進行しなかった。その古い原則は、ド民二〇五条に継承されたが、時効期間は、もはや債務者に給付拒絶権が帰するという理由だけで停止されないとして決定的に制限を受けている。それはむしろ、彼が債務者との合意に基づいてその権限を有する場合に限られる。すなわち、ド民二七三条、三二〇条の法定留置権というだけではもはや十分ではない。かような留置権は弁済期の到来及びド民一九九条一項に従い時効期間の進行の開始を妨げるが、弁済期が一旦到来すると、後で留置権が発生する場合も、時効期間はド民二〇二条に従った合意を留保してさらに進行しうる。当事者は、この結果が好ましくないと考える場合に、異なつて定める可能性を有する。⁽⁵⁰⁾

(d) 時効に関する合意の範囲

時効期間を延長する新たにつくられた可能性は、新法のもとでどのようにして制限されるかという問題、すなわち、どの範囲で時効期間が延長されるかという問題を投げかける。法律自体は、ド民二〇二条二項で、どのような方法によろうと、時効期間は三〇年を超えては延長されえないとのみ規定する。このルールはまず第一に、それがそれより長い期間を超えて進行する品質保証にも抵触するかどうかという問題をも投げかける。連邦最高裁はこの問題を正当にも否定する。⁽⁵¹⁾ 品質保証の場合請求権の時効ルールではなく、給付約束、すなわち、保証客体が保証されている間維持されることが問題になるからである。従つて、かような約束の競争法違反性は、ド民二〇二条二項においてではなく、かような約束が現実的であるか、あるいはそれが顧客の強引な獲得にのみ役立つのかにおいて

測られるべきである。⁽⁵²⁾

しかし、時効期間はどこまで延長されるのであろうか。この問題は従来最高裁レベルでは判決されていなかった。この問題は統一的には解答されえない。他の場合と同様時効期間の延長に関する個別的な合意と普通取引約款を区別しなければならぬ。短期の時効期間を下民一九九条の通常の時効期間に延長することは問題ではない。立法者が法定の指導形象の変更のもとに自ら通常の事例として規定したものに指向することは、内容的に異議を唱ええない。⁽⁵³⁾ 時効期間がどの範囲まで通常の時効期間および特に下民一九九条三項の一〇年の最長期間を超えて延長されるのかという問題に解答することはもっと困難である。この場合個別的契約においては、時効期間の原則的な延長可能性が出発点となる。それは、時効期間の延長が原則としてこの時間枠の中で異議を述べられえないことを意味する。しかし、それは、債務者が場合によっては明らかにより長い期間内拘束されることに導く。それは良俗違反の限界まで受け入れられるべきである。⁽⁵⁴⁾

下民三〇七条によれば普通取引約款による時効期間の延長についてはより厳格なルールがあてはまる。下民三〇九条八号以下の時効期間の短縮については異なり、その限りでいかなる特別の禁止も存しない。しかし、時効期間の延長は、下民三〇七条二項によれば法定の指導形象の中に限界を見出す。⁽⁵⁵⁾ しかし、法定の指導形象とは何であらうか。連邦最高裁は、それを下民一九九条、一九九条の通常の時効期間の中に見た。それに出発点において従われうる。起草者は、それを下民一九九条におけるその開始に関するルールと結びつけて、通常は十分である時効期間とみなしたがゆえに、通常の時効期間をそのように定めた。しかし、法定の指導形象はそこには汲みつくされない。それには、通例の時効期間を下民一九六条その他の規定に従った特別時効期間のように延長する可能性もまた属する。それは通常の事例にとつて十分な、時効期間に関する規定の命題に制限することを許容する。特別の

必要は、ド民二〇二条の合意により考慮されるべきである。しかし、その場合通常の時効期間はもっぱら指導形象を形成しうるのではない。それは他方において、時効期間の延長がド民三〇七条二項によって無制限に許容されることを意味しない。むしろ時効の延長可能性は、それが客観的な必要を考慮に入れる場合のみ、法定の指導形象の一部とみられうる。それは一〇年間の権利の瑕疵のための、そのときに判断されるべき時効期間の包括的な延長のために認められえないであろう。しかし、具体的な客観的な必要が存する場合には、考慮に入れられる普通約款はド民三〇七条二項において挫折すべきではない。⁽⁵⁶⁾

ド民一九九条三項の最長期間ももちろん法定の指導形象の一部である。起草者は、財産損害のための不法行為に基づく請求権の場合ですらあらゆる点で十分だという理由で、それを導入した。それゆえにこの期間を超えた時効期間の延長のための客観的な必要性は稀にしか理由づけられえない。⁽⁵⁷⁾

時効期間の短縮その他の時効完成を容易にする合意も原則として許容されうる。しかし、ド民二〇二条一項によれば、故意による責任の場合、あらかじめ、即ち損害賠償請求権の発生前にはこのような合意は許容されない。さらなる限界が、消費用品売買の場合の瑕疵担保請求権のためにド民四七五条二項に基づいて生じる。時効に関する合意が普通取引約款の中に包含されているときは、ド民三〇九条八b号以下が売買および請負契約に基づく瑕疵担保請求権に関して限界を置く。その他ド民三〇七条の一般的規制の標準があてはまる。⁽⁵⁸⁾

注

- (一) 旧一九六条によれば、二年の時効にかかるのは、一、給付が債務者の営業のためになされる場合を除く、負担を含む、商品の引渡、労務の遂行および他の行為の処理のための、商人、製造者、手工業者および工芸に従事する者の請求

権、二、引き渡しが債務者の家計での使用のためになされる限りにおける、土地または森林経営産品のための、土地または森林経営に従事する者の請求権、三、負担を含む、運賃、貨物運賃、運送料、配達料のための鉄道運送業者、リニアモーターカー運送業者、貨物運送業者、海運業者、馬車業者および配達業者の請求権、四、負担を含む、宿泊および賄いの提供ならびに他の顧客にその需要の満足のためになされる給付のための、宿の主人および食料または飲料を業務に適って提供する者の請求権、五、籤が更なる販売のために交付される場合を除く、宝籤を販売する者の請求権、六、賃貸借に基づく、動産を営業に適って賃貸する者の請求権、七、負担を含む、営業に基づいて彼らに帰属する報酬のため、一号に述べた者に帰属することなしに、他人の業務の処理またはサービスの給付に営業に適って従事する者の請求権、八、負担を含む、俸給、賃金または他のサービスの報酬のための、私的サービスの業務に従事している者の請求権ならびにかような請求権に与えられる前払いのための、サービス権利者の請求権、九、負担を含む、報酬または報酬の代わりにまたはその一部として合意された給付のための、営業に従事する労働者（職人、補助者、教師、工場労働者）、日雇い労働者および手工業者の請求権、ならびにかような請求権のためになされた前払いのための、使用者の請求権、一〇、授業料および他の修習契約において合意された給付ならびに修習のためになされた負担のための、教師および親方の請求権、一一、授業、教育、給食または治療に従事する公の施設、ならびに授業、給食または治療の提供およびそれと結びついた出費のための、かような種類の私的な施設の所有者の請求権、一二、一号に述べられた種類の給付および出費のための、人を給食または授業のために引き受ける者の請求権、一三、その報酬のための公の教師および私的な教師の請求権（しかし、公の教師の請求権は、それが特別の制度により猶予されている場合はこの限りでない）、一四、負担を含む、医師、特に外科医、助産師、歯科医師および獣医師、ならびに助産婦のサービス給付のための請求権、一五、これらが国庫に帰属しない限りにおける、その報酬および負担のための、弁護士、公証人ならびにある業務の処理のために公に任命されまたは許容された総ての者の請求権、一六、その弁護士に給付された前払いのための当事者の請求権、一七、その報酬および負担のための証人および鑑定人の請求権である（一項）。本条一項一号、二号、五号に

述べられている請求権が二年の時効に服しない場合は、それは四年の時効に服する(二項)。四年の時効に服する請求権は、元本の漸次的な消滅のために利息に割増金として支払われるべき額を含む、利息の延滞金請求権、それがドイツ一九六条一項六号の規定に服しない限りにおける、賃料および利益賃貸料の未払い金請求権、および年金、隠居料、軍人恩給、公務員の休暇中の俸給、公務員の恩給、扶養料およびすべての他の定期的に支払われる給付の未払い金請求権である(下民旧一九七条)。

- (2) BGH, Urt. v. 26. 10. 1983, NJW 1984, S. 289.
- (3) ドイツ民法典制定までは、消滅時効の効果として、債権自体が消滅するとする説(ヴィントシャイトなど)と単に債権者に権利の強制執行を拒否するだけとする説(デルンブルヒなど)が対立していた(松久三四彦・時効制度の構造と解釈(二〇一一年)一五—一六頁、四〇頁)。
- (4) Protokolle der Kommission für die II. Lesung des Entwurfs des BGB, Bd. I, S. 235.
- (5) 松久・前掲書一一—一二頁注一一一参照。
- (6) ドイツ新債務法に至る立法経過については、拙著・ドイツ債務法現代化法概説(二〇〇三年)一七頁以下、加藤敬介「ドイツにおける新たな消滅時効法」法学ジャーナル(関西大学大学院)七七号(二〇〇五年)一頁以下、片山英一郎「ドイツ消滅時効法」早稲田大学大学院法研論集一一九号(二〇〇六年)五七頁以下、金山直樹編・消滅時効法の現状と改正提言(別冊NBL/No. 122)(平成二〇年)一五六頁〔斎藤由起〕など参照。
- (7) ペーターズ、ツィンマーマンが提案したのは、短期二年の時効期間であったが、ドイツの新法では三年とされた。これは製造物責任法二二条が無過失責任の損害賠償請求権の時効期間を三年としているのに、有責の場合をそれより短くするのは均衡を失うと考えられたことによる(BT-Drucks. 14/6040, S. 89f.; C.W. Canaris, Schuldrechtsmodernisierung 2002, S. 615)。
- (8) ドイツがそれまで短期時効についてのみ採用していた年末時効を一般的に拡大した点については、債権者の主観的

事情に関する立証の軽減という理由から実務家に歓迎されているといわれている(金山・前掲書一五八頁〔斎藤〕)。

(9) BGHZ 113, 188 (193).

(10) 一般的人格権の侵害の場合も含めるのがドイツの通説である。

(11) その結果アスベスト被害のように健康被害が行為後三〇年以上経過して生じた場合は、被害者は賠償を請求できない。これにつきドイツの学者や実務家は、このような場合は社会保障でカバーされまたは政治的に解決されるとの立場をとっているとのことである(金山編・前掲書一六三頁注一九〔斎藤〕)。

(12) 金山編・前掲書一六三頁注一四〔斎藤〕。

(13) ペーターズ、ツインマーマンは、既判力をもって確定された債権等につき一〇年の時効期間を提案したが、一〇年に短縮すると債権者が債務者の財産状況が改善する前に成果のない執行を試みるなど頻繁に時効を中断する必要が生じ、司法の乏しい執行財源を必要以上に消耗させて、当事者の利益にも公共の利益にもならないという理由で採用されなかった(BT-Drucks. 14/6040, S. 106; C.W. Canaris, aa.O., S. 618, 金山編・前掲書一五九頁〔斎藤〕)。

(14) 当事者間の協議による時効の停止については、法改正以前にすでに不法行為に基づく損害賠償請求権(旧八五二条二項)、請負の瑕疵担保責任(旧六三九条)、主催旅行契約における旅行者の請求権(旧六五一g条二項)に規定があった。改正でそれが一般化されたわけである。ペーターズ、ツインマーマンは、当事者間の協議を満了停止事由とのみする立場であったが(Zimmermann/Leenen/Mansel/Ernst, Finis Litium? Zum Verjährungsrecht nach dem Regierungsentwurf eines Schuldrechtsmodernisierungsgesetzes, JZ 2001, S. 659f.)、ドイツの新法は進行停止事由でもあった。なお、PECL I 四:三〇四条は協議を満了停止事由としてゐる。

(15) BGH, NJW 2007, S. 587 Rn. 10.

(16) Bundesministerium der Justiz (Hrsg.), aa.O., S. 321 [Peters/Zimmermann] (下森他編著・前掲書12頁〔半田〕)。

(17) BGH, NJW 1988, S. 1259f.

- (18) BGH, NJW 2010, S. 2422 Rn. 27.
- (19) BGH, Beschl. v. 2. 10. 2003, NJW 2004, S. 164.
- (20) Artz, Gsell und Lorenz (Hrsg.), *Zehn Jahre Schuldrechtsmodernisierung 2014*, S. 144–145 [J. Schmidt-Räntsch].
- (21) Entwurfsbegründung in BT-Drs. 14/6040, 107; C.W. Canaris, aa.O., S. 608.
- (22) Abschlussbericht der Kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts, 1992, S. 40.
- (23) BT-Drs. 14/6040, 102f.; C.H. Canaris, aa.O., S. 613.
- (24) BT-Drs. 14/6857; C.H. Canaris, aa.O., S. 569f.
- (25) BT-Drs. 14/7052; C.H. Canaris, aa.O., S. 935f.
- (26) BT-Drs. 14/7100.
- (27) BT-Drs. 14/6857, 6 ff.; C.H. Canaris, aa.O., S. 995f.
- (28) Zimmermann, ZEuP 2001, S. 217, 220.
- (29) KOM (2011), 635 = COD 2011/0284 = BR-Drs. 671/11.
- (30) Beschlussempfehlung zum SchuldRModG in BT-Drs. 14/7052, 180.
- (31) Entwurfsbegründung in BT-Drs. 14/6040, 104f.; C.W. Canaris, aa.O., S. 615.
- (32) Entwurfsbegründung in BT-Drs. 14/6040, 113; C.W. Canaris, aa.O., S. 630–631.
- (33) Artz, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 146 [J. Schmidt-Räntsch].
- (34) Entwurfsbegründung in BT-Drs. 14/6040, 110; C.W. Canaris, aa.O., S. 625.
- (35) Artz, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 146 [J. Schmidt-Räntsch].
- (36) Artz, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 146–17 [J. Schmidt-Räntsch].
- (37) Artz, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 147 [J. Schmidt-Räntsch].

- (38) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 147–148 [J. Schmidt/Räntsch].
- (39) $\text{N}^{\text{R}} \text{L}^{\text{L}} \text{Q}^{\text{R}} \text{H}^{\text{R}}$ Entwürfsbegründung in BT-Drs. 14/6040, 116: C.W. Canaris, aa.O., S. 637.
- (40) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 148 [J. Schmidt/Räntsch].
- (41) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 148–149 [J. Schmidt/Räntsch].
- (42) $\text{N}^{\text{R}} \text{L}^{\text{L}} \text{Q}^{\text{R}} \text{H}^{\text{R}}$ Erman, Komm. z. BGB, 13. Aufl., para. 202 Rn. 15 [J. Schmidt/Räntsch].
- (43) BGH, Urt. v. 18. 9. 2007–XI ZR 447/06, ZIP 2007, 2206, 2207 Rn. 15.
- (44) BGH, Urt. v. 18. 10. 2000–XII ZR 85/98, NJW 2001, 218, 219f.
- (45) BGH, Urt. v. 27. 1. 2005–VII ZR 238/03, NJW-RR 2005, 606, 607.
- (46) BGH, Urt. v. 16. 3. 2009–II ZR 32/08, NJW 2009, 1598, 1600 Rn. 27.
- (47) BGH, Urt. v. 18. 10. 2000–XII ZR 85/98, NJW 2001, 218, 219f.
- (48) Erman, Komm. z. BGB, 13. Aufl., para. 204 Rn. 54f. [J. Schmidt/Räntsch].
- (49) BGH, Urt. v. 7. 2. 2013–VII ZR 263/11, NJW 2013, 1666, 1667 Rn. 16.
- (50) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 150–151 [J. Schmidt/Räntsch].
- (51) BGH, Urt. v. 26. 6. 2008–I ZR 221/05, NJW 2008, 2995, 2996 Rn. 17.
- (52) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 151 [J. Schmidt/Räntsch].
- (53) BGH, Urt. v. 5. 10. 2005–VIII ZR 16/05, BGHZ 164, 196, 202f.
- (54) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.) aa.O., S. 151–152 [J. Schmidt/Räntsch].
- (55) BGH, Urt. v. 5. 10. 2005–VIII ZR 16/05, BGHZ 164, 196, 213.
- (56) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 152 [J. Schmidt/Räntsch].
- (57) Arzt, Gsell und Lorenz (Hrsg.), aa.O., S. 152 [J. Schmidt/Räntsch].

(58) H. Köhler, BGB Allg. Teil, 38. Aufl., 2014, S. 260.

3 フランス民法

(1) 二〇〇八年改正前の時効規定

フランス民法典には、二〇〇八年の改正前は消滅時効に関する独立の章節はなく、第三編「所有権を取得する様々な方法」の中の第二〇章「時効と占有」(一九七五年七月九日法律五九六号)において取得時効と区別することなく消滅時効に関するルールを置いていた⁽¹⁾。その特徴は、制度が客観的に法定され、裁判官の解釈上の自由や当事者の合意による変更の余地が少ない時効法の体系といえる⁽²⁾。以下には同章中の消滅時効に関するルールを要約しよう⁽³⁾。

時効は、一定の期間の経過によって、かつ法律が定める条件のもとで(権利を)取得しまたは(義務から)解放される方法である(フ民旧二二一九条)。時効は前もって放棄することはできない。完成した時効は、放棄することができる(フ民旧二二二〇条)。時効の放棄は明示的または黙示的になされうる。黙示の放棄は、取得した権利の放棄を前提とする行為から生じる(フ民旧二二二二条)。譲渡することができない者は、完成した時効を放棄することができない(フ民旧二二二二条)。これに対して、裁判官は、時効から生じる攻撃防御方法を職権で補充することはできない(フ民旧二二二三条)。時効は、訴訟のすべての段階において、国王法院(控訴院)においても申し立てることができる。ただし、時効の攻撃防御方法を申し立てなかった当事者が状況によってそれを放棄すると推定される場合にはこの限りでない(フ民旧二二二四条)。しかし、債権者または時効が完成することについて

利害関係を有する他のすべての者は、債務者または所有者が時効を放棄する場合であってもそれを申し立てることができる（フ民旧二二二五条）。

時効期間を短縮するあらかじめの合意は、それが法的安定性に資するがゆえに有効だと解されていたが、時効期間を延長するあらかじめの合意は、時効のあらかじめの放棄を無効とする旧二二二〇条に反するために無効とされていた。しかし、判例は、前者につき、有効であるためには権利者が訴えを起こすのに合理的な期間でなければならぬとし、⁽⁴⁾ また保証債務のような特定の例外の留保の下にのみそれを認めるものもみられた。⁽⁵⁾ 後者（期間延長合意）については、延長合意の代わりに時効期間進行中の時効停止の合意や単なる請求の主張に時効中断効を与えるあらかじめの合意を⁽⁷⁾有効とする判例が登場した。

時効は、時によってではなく日によって計算される（フ民旧二二六〇条）。時効は、その期間の最後の日が終了するとき完成する（フ民旧二二六一一条）。総ての訴権は、対物（訴権）であれ、对人（訴権）であれ、三〇年で時効にかかる。⁽⁸⁾ 起算点については特別の規定はない。⁽⁹⁾ 旧規定では、契約上の損害賠償請求権の時効は三〇年であるが、不法行為上の損害賠償請求権は損害が明らかになったときから一〇年である（フ民旧二二七〇―一条（一九八五年七月五日法）⁽¹⁰⁾）。また商事時効は一〇年とされた（フ商一〇―四條⁽¹¹⁾）。解除訴権および相対的無効訴権は、一九六八年一月三日の法律（一三〇四條。red. L. n. 68-5. 3. Janv. 1968）以来五年間とされた。時効を主張する者は、それについて（正）権限を提出する義務を負わない。その者に対しては悪意から生じる抗弁を申し立てることもできない（フ民旧二二六二条）。その他フランス民法にも短期時効に関する定めがあった。学芸の師匠および教師の、その者が月極めで行う授業についての訴権（および）ホテル業者および飲食業者の、その者が供する宿泊および飲食物に基づく訴権は、六カ月で時効にかかる（フ民旧二二七一条（一九七一年七月一六日法律五八六号））。執行吏

の、その者が送達する証書およびその者が執行する受託事務の報酬についての訴権、寄宿舎主の、その生徒の止宿料についての訴権およびその他の親方の修業料についての訴権は、一年で時効にかかる（フ民旧二二七二条（一九七一年七月一六日法律五八六号）一項）。医師、外科医、歯科医、助産婦および薬剤師の往診および調剤についての訴権は、二年で時効にかかる（同条二項）。商人の、商人でない個人に売却する商品についての訴権は、二年で時効にかかる（同条三）。代訴士の費用および報酬の支払についての訴権は、訴訟の判決もしくは当事者の和解から起算してまたは当該代訴士の解任から（起算して）二年で時効にかかる。終了していない事件に関して代訴士は、五年を超えて遡る費用および報酬について請求を提起することができない（フ民旧二二七三条。上記三カ条の場合、供給、引渡、役務および労務が継続している場合であっても時効が生じる（フ民旧二二七四条一項）。この時効は、計算確認書、借用書もしくは債務証書または失効していない裁判上の呼び出しがあるときでなければ進
行を止めない（同条二項）。ただし、これらの時効を申し立てる者に対して、現実に支払が行われたか否かについて宣誓を要求することができる（フ民旧二二七五条一項）。宣誓は、寡婦および相続人、相続人が未成年者であるときはその後見人に対して、それらの者が債務を負っていることを知らない旨を申述させるために要求することができる（同条二項）。これらの時効は、それらが支払の推定に基づくという意味で推定的な時効と呼ばれ、不支払の立証があったときにはじめて推定が崩れたが、それらは宣誓または⁽¹²⁾ 自白によってのみなされた。裁判官ならびに当事者を代理しまたは補佐した者は、判決またはその者の協力の終了から五年後に書類について免責される（フ民旧二二七六条（一九七一年七月七日法律五三八号）一項）。執行吏は、その者が担当した受託事務の執行または証書の送達から二年後に、同様に書類について免責される（同条二項）。賃金、永久および終審定期金の支分金および扶養定期金の支分金、賃料、賃料に代わる占有の損害賠償、小作料および賃貸上の負担（L. 18 Janv. 2005. 11

三条)、貸付金の利息および一般的に年またはより短い定期の期限で支払われるべき総てのものの支払についての訴権は五年で時効にかかる(フ民旧二二七七条(一九七一年七月一六日法律五八六号))。上記六カ月から五年の時効は、未成年者および後見に付された成年人者に対して進行する。但し、後見人に対するそれらの者の求償を妨げない(フ民旧二二七八条)。

時効はあるいは自然的にあるいは民事的に中断することができる(フ民旧二二四二条)。権利者が時効取得を妨げようとして送達する裁判所への呼出し、急速審理手続き(レフェレ)への呼び出し、支払命令または差押えは、時効ならびに訴えの提起期間を中断する(フ民旧二二四四条)。治安裁判所への和解(勸解)の呼出しは、法定期間内に行う裁判上の呼出しがそれに続くときは、和解(勸解)の呼出しの日付の日から時効を中断する(フ民旧二二四五条)⁽¹³⁾。裁判上の呼出しは、無管轄の裁判官の面前で行われる場合でも時効を中断する(フ民旧二二四六条)。呼び出しが形式の欠如によって無効である場合、原告がその請求を取り下げた場合、原告が審理の効力を失わせるに任せる場合、またはその請求が排斥される場合には、中断は生じなかつたものとみなされる(フ民旧二二四七条)⁽¹⁴⁾。また時効は、債務者または占有者がこれらの者の相手方の権利についてなす承認によって中断する(フ民旧二二四八条)。上記の規定に従って連帯債務者の一人に対して行う裁判上の請求またはその者の承認は、すべての他の連帯債務者に対して、またそれらの相続人に対しても時効を中断する(フ民旧二二四九条一項)。連帯債務者の相続人の一人に対して行う裁判上の請求またはその相続人の承認は、すべての他の連帯債務者に対しておよびそれらの相続人に対しても時効を中断する(フ民旧二二四九条一項)。これに対して、連帯債務者の相続人の一人に対して行う裁判上の請求またはその相続人の承認は、債権が抵当権付きのものであっても、債務が不可分でない場合には、他の共同相続人に対して時効を中断しない(同条二項)。この裁判上の請求またはこの承認は、その相続人が負う

べき部分についてでなければ、他の共同債務者に対して時効を中断しない（同条三項）。その他の共同債務者に対して時効を全体として中断するためには、死亡した債務者のすべての相続人に対して行う裁判上の請求またはすべての相続人の承認が必要である（同条四項）。主たる債務者に対して行う裁判上の請求またはその者の承認は、保証人に対して時効を中断する（フ民旧二二五〇条）。

時効は、法律が定める何らかの例外にあたる場合を除いてすべての者に対して進行する（フ民旧二二五一条）。フランスではもともと訴えを提起しえない者に対しては時効は進行しない（*contra non valentem agere non currit praescriptio*）という考え方が採用され、時効の停止を認めるのは裁判官の専権だとされていたが、一八〇四年のフランス民法の起草者は、時効の停止事由を制限した¹⁵。時効は、未解放未成年者および後見に付された成年者に対しては進行しない。ただし、前掲フ民旧二二七八条に述べる場合および法律が定めるその他の場合を除く（フ民旧二二五二条（一九六四年二月一四日法律二二三〇号））。時効は、夫婦間では何ら進行しない（フ民旧二二五三条）。これに対して、時効は、妻（の財産）が夫婦財産契約上または裁判上なら分離されていない場合であっても、夫が管理権を有する財産については妻に対して進行する。ただし、妻の夫に対する求償を妨げない（フ民旧二二五四条）。時効は、条件つき債権については条件が成就するまで、担保訴権については追奪が生じるまで、期日を有する債権についてはその期日が到来するまで何ら進行しない（フ民旧二二五七条）。時効は、限定承認をした相続人が相続財産に対して有する債権については、その者に対して進行しない（フ民旧二二五八条一項）。しかし、時効は、財産管理人が備わらない場合であっても、相続人不存在の相続財産に対して進行する（同条二項）。時効は、財産目録を調整するための三カ月および熟慮するための四〇日間についても進行する（フ民旧二二五九条¹⁶）。判例、学説は、これらの法定の事由以外にも、法律によるものであらうと合意または不可抗力によるものであらうと、訴えを

起こすことができない場合に停止を認めるべきだとしたが、それは衡平上特に認められる例外的な扱いとされた。またこのような解釈は法的安定を妨げると批判された⁽¹⁸⁾。

フランス民法では、時効が義務を免れる一方法だと規定している(旧二二一九条)一方では、債務者は法廷で時効を援用しなければならぬと規定していたため(旧二二三三条)、時効により債務者の債務は消滅するが、単に債務者は時効を単に抗弁として援用しうるにすぎないという構造になっていた⁽¹⁹⁾。そのため民法典制定後①フランス普通法以来の通説である、消滅時効完成後債務は自然債務として存続するとする立場(デュラントン)のほか、②消滅時効の完成とともになんらの債務も存続しないとする立場(トロロン)、③消滅時効が完成しても債務者が援用しなければ、訴権はそのまま残るが、援用すれば、それが認められても債務は訴権を欠く自然債務として存続するとする立場(オーブリ/ロー)が対立した⁽²⁰⁾。

(2) 改定の試み—マロリー草案と二〇〇六年政府草案

フランスもEUの一員として、また隣国ドイツの二〇〇一年の債務法の改正の影響を受けて、債務法の改正作業が特に二一世紀に入ってから本格的に進められてきた。その際に提案された草案は、マロリー草案および政府草案である。

マロリー草案は、カタラを代表とするフランス債務法改正委員会において時効法の改正の担当者となったマロリーが二〇〇五年九月に司法大臣に提出した「債務法改正準備草案⁽²¹⁾」の中の時効法に関する部分を指す。マロリーは、フランス民法典の時効法には三つの重大な欠陥があると主張した。第一に、時効期間が長すぎることに、第二に、時効期間が三か月から三〇年まで多岐に分かれて混乱を招いていること、第三に、時効制度が不明確で整合性を欠

き、不安定であること（起算点、中断、停止事由、法律、判例および契約の役割、裁判官の権限、契約自由、性質の異なる多様な期間制限の存在など）がこれである。その結果時効は人間活動の停滞と多くの訴訟を招く原因となっていると指摘された。⁽²²⁾ それに基づいて起草された草案は普通時効期間を三年に短縮するとともに一〇年の長期時効期間を規定し、裁判上の請求を停止事由とするなどドイツの新時効法の影響を色濃く受け継ぐものであった。同草案の主要ルールを列挙すると、すべての訴権は三年の時効にかかる（二二七四条）。ただし、①人身損害または野蠻行為による一切の損害の賠償を求める民事責任訴権、②絶対的無効に関する訴権、③判決または他の執行証書によって確認された権利に関する訴権、④一七九二条から一七九二―二条に基づいて生じる工作物責任者の責任に関する訴権または担保請求訴権は、一〇年の時効にかかる（二二七五条）。もともと、権利者に酷にならないよう「債権者が権利の存在または範囲を知らないときは」時効は進行しない（二二六四条二項）。長期期間については、二二七八条「(1) 総ての訴権は、債務の目的、起算点、中断事由、停止事由および期間を修正する合意がかなるものであっても、債務を発生させる行為のときから一〇年で時効にかかる。ただし、人道に対する罪は消滅時効にかからない。(2) 人身損害もしくは野蠻行為による損害または環境破壊による損害の賠償を求める民事責任訴権については、その期間を三〇年とする。」一般的時効期間が短縮されることから、時効停止事由は従来より広い範囲で認められ、訴え提起が不可能な場合（合意、法律の規定による場合も含む）は、時効は停止する（一時的なものは期間満了前六カ月内に生じたもののみ）（二二六六条）。「時効は、訴訟の係属中はその終結まで停止する（二二六七条）。」そのため訴え提起は、ドイツ新債務法、PECL 一四：三〇二条、PICC 一〇・五条と同様時効中断事由ではなく、時効停止事由に転換される。裁判で債権者の勝訴判決が確定すると、それは新たな権限となつて一〇年の時効が開始する（二二七五条三号）。裁判外の交渉については、マローリー草案は、PECL 一四：三

○五条に従って、「(1)時効は、当事者が誠実に交渉している間は、進行を開始せず、または停止する」とした(二二六四条)。ADR手続の進行も、当事者間の交渉継続の一態様として時効の停止事由に含まれることになろう。⁽²³⁾

承認(黙示による場合も含む)、支払命令または差押え等の執行行為が時効中断事由になる(二二五九条、二二六〇条)。完成後の放棄も認められる(二二三五条一項)。消滅時効期間は当事者またはその法定代理人の合意によって短縮または延長されうるが、一年未満に短縮または一〇年を超えて延長することはできない(二二三五条二項)。

二〇〇六年七月には政府が、時効法改正に関する「法の単純化に向けての法律(授権法)」を元老院に提出した。同草案は、(人の身分に関するものを除き)人的訴権および動産訴権に関して普通時効期間を一〇年に、支払訴権をそれに相応する回復請求訴権と同様に五年に短縮することを内容とするものであった。

政府草案では、なおそれまでと同様に取得時効と消滅時効を一元的に捉える立場がとられ、取得時効、消滅時効の両者に共通に適用される条文から停止、中断に関するものを除いた通則の款が設けられた。政府草案は、時効が時の経過から生ずる権利の取得または消滅の原因であるという定義規定を置き(二四四一条一項)、効力に関し、実体法上の権利取得原因とし、推定や抗弁権ではないことを明らかにした。時効の効力がその起算日に遡ることも明らかにした(二四四一条二項)。また時効は、当事者または正当な利益を有する第三者が援用しなければその効力を生じないとし(一四五条)、時効の援用に関するそれまでの学説対立のうちの不確定効果説(通説)に立つことを明示した。ただし、代替案として確定効果説も示された。時効援用権者については、当事者だけでなく、正当な利益を有する第三者も含める判例の立場をとることが明らかにされた。さらに、時効援用権はあらかじめ放棄しえないとする従来のルールも明記された(二四六一条一項)。時効完成後の義務の履行は義務履行者が善意であっても時効援用権は消滅するが、時効完成後の承認はこの限りでないという規定も設けられた(二四六一条二項)。時効完成

後の債務承認については、当時の判例の立場である、義務履行の場合と同視する代替案も示された。⁽²⁴⁾ (四〇)

(3) 現行フランス民法

(イ) 二〇〇八年の時効法改正

前記マロリー草案も二〇〇六年政府草案も直接立法には結びつかなかった。二〇〇七年二月から元老院の法律委員会は、研究調査や学者、実務家等に対するヒアリングを行った上で、「現代的で統一的な時効法に向けて」という調査報告書を公にした。⁽²⁵⁾ それを踏まえて同年八月には同委員会委員長イエスト議員が「民法法改正法案(原案)」を元老院に上程し、同年から翌年にかけて元老院および国民議会で討議され、ついに二〇〇八年六月には「民事時効改正に関する二〇〇八年六月一七日の法律」⁽²⁶⁾ が可決成立した。⁽²⁷⁾ 今回の時効法改正の目的は、時効法の混とんとした規定に統一性を与えることにより法的安定性、予見可能性を与えること、および社会の発展と現在の法的環境に不適合となった時効規定を見直すことにあるとされている。⁽²⁸⁾

(ロ) 概観

消滅時効は、フランス現行法上も、一定期間の経過に依存する、その権限の不履行によって生じる権利の消滅の態様である(フ民二一九条)。フランス民法ではもともと消滅時効と取得時効が同一章下に規定されていたが(旧二二九条)二二八三条。マロリー草案二三四条、政府草案一四四条一項も同様)、二〇〇八年六月一七日の法律二〇〇八一五六一号は、消滅時効を第二〇章(二一九条)二二五四条)に、取得時効を第二一章(二二五五条)二二七九条)に規定した。これはオプリー／ロー以来取得時効と消滅時効を分けて論じる二元論が通説化したこ

とに起因するが、金山教授は、新规定のもとでも取得時効に消滅時効の章に定められた規定の多く（総則的規定のみならず、時効の停止、中断、援用、放棄に関する規定）が適用されるため、むしろ一元論が支持されるべきだったのではないかと主張される⁽²⁹⁾。

フ民二二二四条は、人的または動産の訴権は五年で消滅時効に服すると規定する。かつては消滅時効期間は三〇年であったが（旧二二二六二条）、二〇〇八年六月一七日の法律は、この期間をかなり短縮した。しかし、新法は、旧法とは異なり、この新しい期間を不動産に関する訴権には適用しない。二〇〇八年六月一七日の前後を問わず、この標準期間には例外がある。しかのみならず改正前は標準期間よりも短く定めた期間は違法であったが、現在は時効期間を長くもまた短くも定めることができる⁽³⁰⁾。フランス民法が五年という短い一般的時効期間を定めたのは、金山教授によれば、①現代社会では市場が拡大し、取引量が飛躍的に増大したこと、②今日では個人の権利範囲が拡大するとともに、司法へのアクセスが容易になったこと、③二〇〇四年の身分時効の改正（五年または一〇年）にみられるように科学的証明手段の発達に伴って社会秩序維持のために短期の時効期間で足りると考えられることによるとされる⁽³¹⁾。

二〇〇八年六月七日の法律は、二二二二条に移行措置を定める規定を置いた。これは学説がすでに旧法のもとで適用していたルールを引き写したものである。「(1) 消滅時効または権利喪失期間を延長する法は、既得の消滅時効または権利喪失期間に影響しない。それは、消滅時効または権利喪失期間が、それが効力を生じたときにまだ満了していない場合に適用される。その場合すでに経過した期間が考慮に入れられる。(2) 消滅時効または権利喪失期間を短縮する場合は、この新しい期間は、全体の期間が旧法により定められていた期間を超えることなしに、新法が効力を生じた日から進行を開始する。」

(ハ) 時効の期間

(a) 原則

時効期間は数か月から三〇年まで様々である。しかし、所有権は消滅時効には服しない(フ民二二七条)。消滅時効は、事実の状況の決定的な強化を目的とする通常の時効(prescriptions ordinare)と支払の推定に依拠する推定時効(prescriptions presomptives)とが区別されていた。後者は、書証の余地のない、通例受領証または領収証なしに執行される、短期間に支払われる債務が問題になった(旧フ民二二七一条〜二二七三条)。この区別から、前者は反対の証明を許容しないが、後者は支払っていないという証拠の前に屈することが帰結された。かように時効の対抗を受けた債権者は、支払の事実について債務者に宣誓を求めることができた(旧フ民二二七五条)。しかし、短期の時効がすべてこの推定時効であるわけではなかった。二〇〇八年六月一七日の法律は、一定数の短期時効、すなわち、「俸給、年金、扶養料、小作料、賃貸料、貸付利子の支払または反復支払訴権および一般的に年またはそれより短い期間において支払われるべき総てのもの」の支払「訴権」の時効を失権条項に服せしめた。これらの訴権は、未成年および成年被後見人に対して停止せず(二二三五条)かつその時効は合意による調整の余地はないが(二二五四条二号)、支払の推定の観念とは関係がない⁽²²⁾。

標準的な時効と特別の時効との区別はあまり重要でない。標準的な時効期間とは、以前の三〇年、今の五年の時効である。消費者法典一三七―二条に二〇〇八年六月一七日の法律によって挿入された、一般的時効の性質もまたあまり重要でない。同条は、「彼らが消費者に提供した物またはサービスのための、専門家に対する訴権は、二年で時効にかかる」と規定する。二二二四条に規定されたものより長いまたは短い時効期間は、特別の時効である。時効を異ならしめている最大のもは、その期間である。合意による調整という新しい可能性は、これまで制限的

に認められていたが、特別の考慮に値する⁽³³⁾。

二〇〇八年六月一七日の法律まで消滅時効の標準期間は三〇年であった(旧二二六二条)。その長さは以前から長すぎるとされてきた。個人の人的、財産的状况が急速に發展し、立法傾向は期間の短縮に向かった。三〇年の時効の領域は非常に制限された。現行二二二四条は、「人的または動産に関する訴権は、権利者がその行使を彼に許容する事実を知りまたは知りうべかりし日から五年で時効が完成する」と規定する。この五年の期間は即時に適用されうる。契約上の事項であろうと、契約外の事項であろうと、債務の効力、履行または不履行が問題になる場合であろうと本条の適用がある。かくして相対的無効訴権と絶対的無効訴権の期間の違いが消滅するとともに、損害賠償につき債務不履行を理由とするか、不法行為を理由とするかで時効期間に違いはなくなった。物的損害の場合は、損害賠償訴権はこれからは五年の時効にかかる。これに対して、人的損害は後述するように一〇年間または二〇年間である。本条は民事事件にも、商事事件にも適用される。商法典はより短い時効期間の留保のもとに、この趣旨において修正された(商法一一〇―四一条項)。合意の瑕疵による無効訴権は、錯誤、詐欺を知りまたは暴力が終了したときから五年間(フ民一三〇四一条)、精神的なトラブルによる無効訴権は精神的な能力が回復した本人がそのことを知った時から五年間(フ民四一四―二一条、一三〇四一条三項)存続する。保護を受ける成年者によって不正規になされた行為についても同様である(四六五一条)。さらに特別法の規定により同じ時効期間に服するものがある。民事裁判所で行使される民事訴権(C. pr. part. 一〇一条)、賃金支払または回復請求訴権(労働法典三二四五―一条)⁽³⁴⁾、訴訟当事者を代理しまたは補助する者に向けられた責任訴権(フ民二二二五一条)、公証人の報酬支払訴権(一八九七年一月二四日法一条)、公競売における動産の価格査定および任意売却および司法上の売却の場合に生じる民事責任訴権(商法典三二二―一七一条)、共有物果実分割訴権(フ民八一五―一〇一条)、後见人、後見機関ま

たは国家に対する未成年者の訴権（フ民四七五条）、後見人に対する計算書類の引渡請求訴権（フ民五一五条）、会社解散後の非清算人たる社員に対する訴権（商法典四六二―七条⁽³⁵⁾）。

二〇〇八年六月一七日の改正前にも定期債権は五年または三年の時効に服した（旧フ民二二七七条）。旧二二七七条は、俸給、年金、扶養料、小作料、賃貸料、貸付利子および一般的に年またはそれより短い期間において支払われるべき総ての債権に適用された。二二三五条および二二五四条三号は、これらの列挙事項を末尾の同じ一般条項とともに非常に厳密に採録した。学説はこの列挙事項を十分に広く解釈した。貸付利息の他に、合意によるものと違約金の場合を含むあらゆるタイプの利息に適用範囲が拡大され、終身年金と扶養料の他に、年金の形で支払われる賠償給付や加害者により被害者に支払われる年金にも、また家賃、小作料および賃借人負担の他に、占有の損害にも、適用範囲が拡大された。反対にこの時効期間は、金銭貸借には適用されず、これらは償還可能な貸金として年または月毎に償還された。二〇〇五年一月一八日の法は、二二七七条を改定し、年金、小作料および賃借人負担の支払訴権に適用範囲を拡大した。新しい二二三五条および二二五四条は、失権規定が支払または反復支払訴権に適用されると規定する。同じ規定は、給料について労働法典三二四五―一条により見出された。もつとも労働法典は二〇一三年六月一四日の法により、賃金の支払または返還訴権がそれを行使する者が、彼がそれを行使することを許容する事実を知りまたは知りうべかりし日から三年で時効にかかる」と明示的に規定した（三二四五―一条）。五年の時効期間は、社会保障負担金、株式配当金、電気消費料金にも適用される。二二七七条の適用要件は、伝統的に定期性と確定性（fixité）であった⁽³⁶⁾。しかし後者は廃止された。五年の時効に服するのは各期の定期金だけであり、それを発生させる権利は三〇年の時効に服した。

(b) 例外

フランス民法は、所有権はその不行使により消滅しないという立場をとっている(二二二七条)。これは所有物返還請求権が、動産、不動産を問わず、不行使によって消滅しないという趣旨である。ただし、取得時効による制限を受けるし、動産の場合は即時取得されうる。それ以外の不動産物権に基づく請求権は三〇年で時効にかかる(二二二七条)。これらの訴権は、「権利者が彼にその行使が許容されていることを知りまたは知ることをうべかりし日から三〇年で時効消滅する。」環境法典一五二―一条は、例外的に本法典により規制された施設、作業、工事および活動により環境に生じた損害の賠償と結びついた債務を三〇年の時効に服させる。⁽⁴⁷⁾この期間は、ヨーロッパ議会指令(2004/35/CE)の条項において課されたものである。これはこのような損害の露見がしばしば遅れることから正当化される。婚姻無効訴権も三〇年の時効に服する(フ民一八四条、一九一条)。これが自由な合意の欠落または錯誤による場合は、五年の時効に服する(一八一一条)。

一〇年の時効に服する訴権もある。人の身分に由来する訴権がそれである。これは伝統的に時効に服さないとされてきたが、一九七二年一月三日の法律により親子関係について三〇年とされ、二〇〇五年六月四日の政令により原則として一〇年とされた。身体損害を惹起した事件によって生じた責任訴権も一〇年の時効にかかる(二二二六条一号)。拷問や粗暴な行為、または暴力や未成年者に対してなされた性的侵害により惹起された損害の場合は二〇年間である(二二二六条二号)。フランスではすでに一九八五年七月五日の交通事故法によって旧二二七〇―一条が創設され、契約外の民事責任の時効期間に関しては、これを三〇年から一〇年に短縮するとともに、起算点を損害の発生または悪化のときと定めた。その後一九九八年六月一七日法によって同条二項として、損害が拷問、野蠻な行為、暴力または未成年者に対する性的侵害によってたらされた場合には、二〇年の時効に服する旨の規定

が追加された。今回の新法はこの規定を基本的に引き継いだものである。ただし、従来は物損のみが生じた場合にも適用されていたが、新法では人損を含む損害が発生した場合に限る（人損に伴う物損も含まれる）とされ、また従来は不法行為責任の場合に限られたが、新法では契約責任に關しても同法が適用されることになった。⁽³⁸⁾

交通事故被害者の損害の悪化の賠償責任を補てんするための保険金請求権（保険法典二二—一九条）、テロ行為の被害者の保障基金に対する訴権（保険法典四二—二三条二号）、予防、診断、治療行為における健康または公的または私的な健康の確保に關する専門家の責任訴権（CSP (Code de la santé publique) 一一四—二八条（二〇〇二年三月四日改正⁽³⁹⁾）、瑕疵ある製品に基づく製造者の責任訴権（起算点は製品を流通に置いたとき）（フ民一三八六—一六条）、（大規模工事の）建築請負人、建築家、請負業者、不動産開発業者、ならびにその下請け業者に對する契約上の責任訴権（起算点は仕事の受け取り時）（一七九二—四—三条、一七九二—四—三条）も一〇年の時効に服する。民事訴訟法一一—三条の執行名義に基づく強制執行、会社の創立における創設者および当初の幹部に對するその違反に基づく責任訴権（商法典二一〇—八条）、組合員間または組合員と組合間の訴権（組合（coop. priete）に關する一九六五年六月一〇日法四二条二五号）、相続選択権（フ民七八〇条）もまた同様である。

旧法の定めていた六カ月から五年の短期消滅時効規定（旧二二七一条—二二七五条）は削除されたが、他の法律が規定する様々な消滅時効規定については、今回の改定はその適用に支障をきたさないものとされた（フ民二二—三条）。その結果現行フランス民法には民法およびその他の法律の定める五年以下の短期時効規定が残存している。五年の時効にかかるのは、裁判上当事者を代理しまたは補佐した者に對する民事責任訴権である。これらの者に寄託された書類の紛失または破棄に對する民事責任訴権も同様である（フ民二二—二五条）。

国家および公法人のすべての債務（一九六八年一月三一日法一条）および大部分の国庫債権およびそれに準じ

たもの (LPE 二七四条) は四年の時効に服する⁽⁴⁾。

三年の時効に服するのは、瑕疵ある製造物によつて惹起された損害の賠償訴権 (フ民一三八六一七条)、組合またはその創設後の行為および議決の無効訴権 (フ民一八四四一四条)、商事会社の設立またはその後の行為および議決の無効訴権 (商法二二五一九条)、会社の取締役に対する責任追及訴権 (商法二二三一二三条、二二五一二五四条)、知的財産権の侵害に基づく損害賠償責任訴権などである。

二年の時効に服するのは、夫婦共有財産制のもとでその権限の範囲を超えてなされた行為の無効訴権 (フ民一四二七条)、莫大損害 (Seign) の場合の解除訴権 (フ民一六七六条 (売買時より))、隠れた瑕疵の担保訴権 (フ民一六四八条)、駆体工事を構成しない要素のために請負業者により負担された担保 (フ民一七九二二三条)、消費者に提供された物またはサービスのための専門家に対する訴権 (合意により変更しえない) (消費者法典一三七一二条)、保険契約により生じた総ての訴権 (保険法典二四一条)⁽⁵⁾、運送契約に基づく訴権 (フ商一三三三六条)、航空運送人に対する訴権 (運送法六四二一三条 (国内運送) など)、海上運送人に対する損害賠償訴権 (運送法五四二一六条)、商事貸借にしたがって行使せられる訴権 (フ商一四五一六〇条)、消費者信用から利益を受ける借主の過失から生じた係争のための訴権 (消費者法典三一三七条 (中断も停止も認められない))、更には、労働契約の履行または解消に関する訴権 (労働法典一四七一一条 (二〇一三年六月一四日の法律による)) などである。また一年の時効に服するのは、家族の居住を確保する権利の配偶者による処分行為の無効訴権 (フ民二一五五三三号)、無償原因に基づく贈与の取消訴権 (フ民九五七条)、共同海損による訴権 (商法典一三三三六条 (陸上運送) など) などである。その他獲物により收穫に生じた損害賠償訴権 (農事法二六七条) などは六カ月で、名誉棄損または報道による加害により生じた損害回復訴権は三カ月で (一八八一年七月二九日法八五条)、また組合

の通常総会の決議がないまたはそれに反する旨の組合員による異議（一九六五年七月一〇日法四二条）は二カ月の時効に服する。⁽⁴³⁾

短期時効については緩和原則が登場した。二〇〇一年一月二七日破棄院商事部判決は、船舶の建造者に対する一年の隠れた瑕疵の担保訴権について、この一年の期間が一〇年の消滅時効期間の範囲内でなければ有効に援用されえないとした（二重期間⁽⁴⁴⁾）。二〇〇六年一月二四日の民事第一部判決は、これに反対し、このように解さないこの場合行為後三七年経って露見した悪意を制裁することを禁じるということになるという理由で、一九六一年に起こった行為の悪意による無効訴権を一九九八年に時効にかけないと判旨した。⁽⁴⁵⁾

起草者は、特別の前提においてすでに二重期間を定めた。配偶者の一方により申し込まれた、家族の居住に関する処分行為の無効（フ民二一五条三文）または夫婦共有財産に関する、フ民一四二四条の定める行為の無効（フ民一四二七条）、遺留分侵害による減額訴権（フ民九二二条二号（二〇〇六年））または瑕疵ある製品に対する責任訴権（フ民一三八六一六条）がそれである。

二〇〇七年八月の原案では、一般的に上限期間を定めることなく、必要に応じて個別の規定を置けば足りるときに⁽⁴⁶⁾されていた。しかし、二〇〇八年六月一七日の法律は、PECL I 四：三〇七条、PICC I 〇：二・二条に倣って起算点を柔軟化することによる弊害を緩和するために二重期間を原則的なルールとして定めた。⁽⁴⁷⁾ 二二二二条によれば、「時効の起算点の延期、停止または中断は、時効期間を権利の発生の日から二〇年を超えて消滅時効期間をもたらず効果を有し得ない。」しかし、本条の第二文によれば、「二二二六条、二二二七条、二二三三条および二二三六条（身体損害の賠償、所有権、条件または期限付き債権、追奪担保訴権、配偶者間またはパートナー間の債権）、二二四一条第一文（裁判上の請求による中断）および二二四四条（保存措置または執行行為による中断）に言及され

た場合や人の身分に関する訴権にはもはや適用されえない⁽⁴⁸⁾。この二文の規定は、遅発性の人身損害などの場合に上限期間の定めを置くことにより不都合が生ずるのを除去するために設けられたものである⁽⁴⁹⁾。

(二) 時効の起算点と期間の計算

人的訴権または動産に関する訴権(二二二四条)は、権利者が彼に行使を許容する事実を知りまたは知りうべかりし日から五年、不動産物権に関する訴権(二二二七条)はそのときから三〇年で時効にかかる。例外的に婚姻無効訴権(フ民一八一条、一八四条、一九一条)や環境損害の賠償訴権(環境法典一五二一条)は、訴えの一般的な事実を知ったときが起算点となる。主観的な起算点を定めたことの立法趣旨は、PICC一〇・二条やドイツ民法の規定、同旨の破棄院判決などに求められている⁽⁵⁰⁾。身体損害の賠償訴権の期間は、直接損害についても、間接損害についても、当初のまたは悪化した損害が確定した日から起算される(フ民二二六条)⁽⁵¹⁾。

損害賠償請求権の場合は、損害が明らかになった時に時効が進行を開始し、それ以前の過失行為時ではない。例えば、一九六六年に加害行為がなされ、一九八五年になって始めて損害が生じたときは、起算点は被害者がこれを知ったときである。継続的損害の場合は、最初に損害が明らかになったときである⁽⁵²⁾。身体的損害の場合は、既述のようにそれが確定したときである。後で損害が拡大したときは、新しい時効が進行を開始する⁽⁵³⁾。無効訴権は、権利者がその行為または瑕疵の存在を知ったときから、契約の解除訴権または契約上の責任追求訴権は、契約上の瑕疵が明らかになったときから、売買の取消による貸付無効訴権は売買取消時から、求償訴権は、その基礎をなしている主たる訴権の日から、保険会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に支払いまたは被害者に保険金額が割り当てられた時から⁽⁵⁴⁾、夫婦財産制の清算金訴権は、それに遡及効があるにもかかわらず離婚判決の日から、相続

債務に関する訴権は、遺産分割時から、各々時効が進行を開始する⁽⁶⁰⁾。

停止条件付き債務は、条件が成就する日まで時効は進行を開始しない（二二三三条一文）。そのときまで強制執行ができないからである。解除条件付き債務は、直ちに強制執行をなすしうるために、時効の進行を妨げない。期限付き債務もまた、同じ理由で期限到来までは時効にかからない（二二三三条三文）。司法上当事者を代理しまたは補助する者の責任に関する訴権は、その任務の終了まで時効は開始しない（二二二五条）。

これまで幾度も法律上であろうと、合意によるものであると、はたまた不可抗力によるものであると、何らかの妨害により訴えることが絶対的に不可能な状況に陥っている者に対して時効は進行しないと判決されてきた⁽⁶²⁾。

このような解決は、債権者がその権利を正当に知らない場合、債務者が強制執行の猶予を得た場合、当事者間の合意によりすべての訴訟手続の前に和解を試みるべきことが定められている場合⁽⁶⁵⁾および訴えを起すことが単に倫理上不可能な場合ですら認められる。二〇〇八年六月一七日の法律は、このルールを規定した（二二三四条）。このルールは裁判所へのアクセスの要件に依拠している⁽⁶⁷⁾。

二二二四条は「権利者がそれを行使用することを許容する事実を知りまた知りうべき日」という主観的要素を付加する。その結果、権利者が訴権を行使用しうることを知りまた知りうべきことが必要となる。この要件は時効期間を短くする代わりに導入されたものであろうが、債務者にとっては訴えを提起しうる時期を不確実なものにし、紛争と不安定をもたらすという指摘もある（滑りやすい（slippery）⁽⁶⁸⁾）。

期間の計算については、二二二八条と二二二九条が「時効は時ではなく日によって計算される」、「それは最終の日が終了したときに完成される」と規定する。最初の法文からは期間が一日全部によって計算されることが導かれる。それは開始した日は計算に入れられず、翌日午前零時から起算されることを意味する。第二の法文は、期間の

期日たる日の二四時間が終了しなければ時効は完成しないという趣旨である。例えば三年間が二月二六日から始まったときは、三年後の二月二六日が終了したときに満了する。⁽⁶⁹⁾

(ホ) 停止と中断

(a) 停止

停止は、時効期間の計算を一時的に止め、または開始時期を異ならせる効果を有する。前者の場合停止を基礎づける事由が消滅したときに進行は再開する。それはすでに経過した期間の効力を失わせることなしに進行を一時的に止める(二二三〇条)。停止事由は、債権者がその権利の行使を訴求することができない場合に生じる。旧二二五一条は、「法律によって定められた例外の場合を除いて、時効はすべての者に対して進行する」と規定していた。二〇〇八年六月一七日の法律は、それまでのような限定解釈の立場をとらないで、「時効は、法、合意または不可抗力による障害の結果として訴えることができなくなった者に対して進行せず、または停止する」と規定した(二二三四条)。他方において法律行為の当事者は、時効の停止に関する合意の原因について取り決めることが認められる(フ民二二五四条二項)。

フ民二二三四条が停止の一般的原因を規定するが、特別の原因もある…定期金支払債務を除く、行為無能力者、親権に服する未成年者または後見人の付された成年者に対する債務(二二三五条)、配偶者間および連帯合意により結びついたパートナー間の債務(二二三六条)、相続財産に対するその債権のために純粋な財産の限度での支払を承諾した相続人に対する債務(二二三七条)、調停または和解時に再開することを合意した当事者に対する債務(二二三八条(停止の終了後の残存期間は六カ月を超えない)⁽⁷⁰⁾)、裁判官が総ての手続の前に証拠調べの要求を認

めた場合（二二三九条（停止終了後の残存期間は六カ月を超えない）、フ民訴一四五条参照）がこれである。フ民二二三七条とフ民二二三八条は、二〇〇八年の改正で付け加えられたものである。それ以外に、債権者が権利を行使する可能性を持つことなしに権利を失うことを避けるために戦時またはそれに準じた混乱状態の場合に時効は停止される⁽⁷³⁾。二二三八条の規定は、ADR促進のために設けられた規定である。二〇〇七年八月の原案やマロリー草案では当事者が誠実に交渉している間時効が停止するとされていたが、そもそも何が誠実な交渉といえるのか、それがいつ始まり、いつ終わったといえるのかの判定が必ずしも容易でないし、そのこと自体が訴訟の原因にならないとも限らないため、新法では適用範囲を限定し、書面が残され、そうでなくても話し合いの有無ならびにその時期に関して客観的に認定できる調停や斡旋の場合に時効が停止するものとされた。これらにあたらぬ場合は、当事者が交渉によって時効が停止することを合意すればよいとされている⁽⁷⁴⁾。

(b) 中断

中断は、停止とは異なり、時効の進行を完全に妨げ、すでに経過した期間はその効力を奪われる。「中断はすでに経過した時効期間を無効にする。それは当初の期間と同じ期間の経過を必要とする（二二三一条）。」停止事由は、訴えを起すことを妨げられまたはそうと推定される債権者その人に着眼したものであるが、中断は、債務者が債権者の権利を承認する場合であると、債権者が追及行為を実行した場合であるとを問わず、債権者の権利の意図的な表明の場合である。二二四〇条は、「時効にかかる権利者の権利の債務者による承認は、時効期間を中断する。」改正前の従来のフランスの判例によれば、単に債務の一部であろうと、債務の承認により債務者は、時効の援用を放棄したものとされる。承認はどのような方式によるかを問わない。黙示の場合もありうる⁽⁷⁵⁾。内金の支払や利息の

支払、相殺の抗弁、猶予期間の要求も中断となりうる。⁽⁷⁸⁾ 債務者に対する債権者によるその権利の行使も時効中断行為である。改正後においてもこのような立場が維持されるとされている。⁽⁷⁹⁾ 二二四一条は、「裁判上の請求は、急速審理手続であっても、権利喪失期間と同様に消滅時効期間を中断する」と規定する。同条は次いで、「それが管轄権を有しない裁判所に提起され、または裁判所への提訴行為が手続上の瑕疵の結果として無効である場合も同様である」とする。しかし、「請求者が請求を取り下げ⁽⁸⁰⁾または訴訟を終了させ、または請求が最終的に棄却されたときは、この限りではない(二二四三条)」。中断効は、裁判援助 (aide juridictionnelle) の請求の場合も認められる⁽⁸¹⁾。裁判上の呼び出しは、権利の識別ができる場合は中断効があるが、通例単なる執行令状による請求では不十分である。二二四四条は、時効期間または権利喪失期間は強制執行によっても中断すると規定する。差押えの前提となる支払命令書の交付も同じ効力を有する。債務が執行可能でない場合を除き、保全のための差押も同様である。⁽⁸²⁾ 二〇〇八年の改正により当事者は原則的に法定の中断原因に加えて、合意による中断原因を付加することができるようになった(フ民二二四四条二項)。

裁判上の請求は、ドイツの新法で停止事由とされたが、マロリー草案や二〇〇七年八月の原案でも、この立場が採用されていた(原案では裁判上の呼出しも同様)。しかし、新法では従来のルールの継承が図られた。その理由は、①停止では裁判上の請求までに経過した時効期間を計算しなければならぬが、それは非常に面倒なこと、②裁判上の請求が時効完成直前になされた場合、判決確定後債権者は直ちに執行に移る必要があるが、残された期間で十分であるかは疑問なこと、③これまでの法律家の習慣を急変させるべきでないことが挙げられている。⁽⁸³⁾ しかし、原告が勝訴判決を受けるとそれが新たな権限となつて一〇年の新たな時効が進行するとの立場をとれば(マロリー草案二二六七条)、このような危惧はあたらぬ。今回の法改正により民事執行法が改正され、執行力ある判決等

による債務名義は、一〇年間執行できるという規定が設けられている（民事執行法三二一条）ことからすると、フランスではドイツ法的な構成を採用しないで伝統的な構成によることが簡明だとされたのであろうと指摘されている。⁽⁸⁴⁾

時効中断の通常の効果は、すでに経過した期間を無効にすることである（二二三二条）。この場合時効期間は、中断時から（承認の場合）または訴訟手続終了時から（裁判所への召喚または差押えの場合）新たに進行を開始する。二〇〇八年の改正前は旧二二七一条と旧二二三三条の債務（短期時効にかかる債務）につき、「決算書、借入証、債務証書または失効していない裁判上の呼び出し」のある場合でなければ時効は中断しないとされていた。そしてこれらの一つが実現すると三〇年の時効期間が開始するものとされていた。これは時効の変容であり、更改の一種と解された。現在では執行名義のある債務は原則として一〇年間しか行使できないとされている（執行に関する民訴法典一一一―四條⁽⁸⁵⁾）。

新规定は、旧規定と同様に時効中断の第三者に対する効力についても規定する。連帯債務者の一人に対する中断は、他の連帯債務者に対しても効力を生じる。この効果は連帯債務者の相続人に対しても生じる（二二四五条一項）。これに対して、共同債務者の相続人の一人に対する中断は、他の相続人に対して効力を生じない。また、債務が不可分であるときを除き、他の共同債務者に対してその相続人の持分について以外は効力を生じない（二二四五条二項）。すべての相続人かつ他の共同債務者に対して時効を中断するためには、すべての相続人に対して請求されなくてはすべての者が債権者の権利を承認しなければならない（二二四五条三項）。主債務者に対する時効の中断は、保証人に対しても効力を生じる（二二四六条）。

(ヘ) 合意による修正

かつては制限的な定式化のもとで完成した消滅時効を放棄する可能性が認められていたが、あらかじめの放棄は禁止されていた(旧二二二〇条)。時効期間の合意による修正については、当事者は任意に期間を短縮しうるが、それを延期することは、時効利益の部分的な放棄に他ならないから、できないと解されていた。二〇〇八年六月七日の法律は、時効の放棄および時効期間の合意による修正について新規定を置いた。二二五〇条は、「完成した時効のみ放棄されうる」と規定する。あらかじめの放棄の無効は、時効が訴訟手続の遅滞を回避する目的を有することに基づく。またあらかじめの放棄を有効とすると、法律の規定を無意味なものにする危険を生じる。二二五一条によれば、それは確定的なものであれば、明示または黙示たりうる。「黙示の放棄は、時効を援用しないという意思を曖昧であることなしに確定する状況から生じる。」放棄者は少なくともその権利を処分する権限を有していなければならない(二二五二条)。二二四九条によれば、「債務の消滅のために実現された支払は、時効期間が満了したという理由だけで返還請求されえない。」新二二五三条によれば、「債権者または時効の完成に利益を有するすべての他の者は、債務者が時効の利益を放棄した場合ですらそれを対抗または援用しうる」⁽⁸⁶⁾。

既述のように特別の規定がない場合は、二〇〇八年六月七日の改正前当事者は時効期間を短縮することが認められていた。しかし、過度に短くて債権者が訴える現実の可能性がない場合はこの限りでないとされた。期間の延長は、旧二二二〇条(時効完成前の時効の放棄の禁止)によって禁止されていた。これらの改正前のルールは、かつては普通時効期間が三〇年とされていたことから導かれるものであった。普通時効期間を五年に短縮した二〇〇八年六月七日の法律は、「時効期間は当事者の合意により短縮または延長されうる」と規定した(二二五四条一文)。したがって当事者は、単なる付遅滞の手紙で十分なことをあらかじめ定めうる。⁽⁸⁷⁾「しかし、それは一年未満

に短縮されたり、一〇年を超えて延長されてはならない。」次に、従来の判例は、当事者が停止事由につき合意することを許容し、間接的な形で時効期間の延長合意の有効性を認めていたが⁽⁸⁸⁾、新法では当事者間の合意の自由を停止事由、中断事由についても拡大し、「当事者はさらに合意により法により規定された時効の停止または中断の原因に付け加えることができる」と規定した(二二五四条二文)。しかし、合意による中断、停止事由の付加によって二〇年の上限期間の制限(二二三二条)を超えることはできない。

期間の合意による修正は、停止または中断事由の付加と同様、一定の場合に明示的に禁止される。二二五四条三文は、一、二文が「賃金、年金、扶養料、賃料、小作料、借家人の負担、貸付金の利子の支払または反復支払の訴権、およびもつと一般的に年またはもつと短い期間に支払われうる支払訴権には」適用されないと規定する。これは五年の時効に訴権を服させた旧二二七七条を採録した規定である。この三文はもともと原案にはなかったが、弱者の犠牲のもとに時効期間を延長または短縮することは避けるべきだということから付加された⁽⁸⁹⁾。消費者契約や保険契約ではこれまでも合意の自由が弱者の不利益につながらないようにとの配慮から期間の短縮に関する合意を禁ずる規定が置かれてきたが、新法はさらにその立場を推し進めて、民法以外の法典にも改正の手を及ぼした。労働法典一一三四―五条及び一九八三年七月一三日法七〇五条(いずれも二〇〇八年六月一七日改訂)も同様に、労働者であると公務員であるとを問わず、差別による損害の填補訴権の五年の時効の合意による修正を禁止する。消費者法典一三七―一条も同様に、専門家と消費者間の契約における時効期間の修正および停止または中断原因の付加を禁ずる。保険法典一一四―三条も、共通の合意による場合であれ、保険契約当事者に時効期間の修正および停止または中断原因の付加を禁ずる⁽⁹⁰⁾。無効訴権も法定の期間を当事者が自由に変更することを考えることは困難である。身体損害の賠償訴権も合意で変更することは公序に触れるかどうかの問題となりうる。その他会社法において責任

の特別の期間を定める条項もまた公序良俗に反するかどうかが問題となる(商二二三―二三三条、一二三五―二五四条)。このように見てくると民二二五四条の適用範囲はそれほど広いものではないといえよう。⁽⁹¹⁾

(ト) 消滅時効の効果

消滅時効は、時効にかかった債務を消滅させるという効果を有する。債権者は、もはや債務者にその債務の履行を請求することはできない。しかし、時効は援用されねばならない。権利行使期間が除斥期間とされているか(消費法典三一―三七条など)、または時効期間とされているか(法律の明文で裁判官が職権で斟酌しうると規定されている場合(社会保障法典一四二―一九条))はこの限りではない。

時効が単に債務の履行のための訴権を消滅させるだけなのか、それとも債務そのものを消滅させるのが問題になる。時効援用につき、二二四七条は、「裁判官は、時効から生じる手段を当然に用いることはできない」と規定する。⁽⁹²⁾これは債務者の時効の放棄と調和している。時効により消滅するのは訴権であり、債務ではないとする立場は、訴訟法説といわれ、時効は債権者から債務者を訴求する権利を奪う訴訟上の手段だとする。時効により債務が消滅するとする立場は、実体法説といわれる。起草者は立場を明らかにしなかった。⁽⁹³⁾その論拠は、学説上の議論に關わることは立法の任務に属さないことおよびそれによって実務上の困難は生じないことに求められている。⁽⁹⁴⁾フランス民法は、二〇〇八年六月一七日の改定においても、権利の消滅という語(一二三四条、二二一九条、二二二一条)と訴権の消滅という語(二二二四条、二二二五条、二二二七条)の双方を用いている。⁽⁹⁵⁾判例、学説も、両立場の間で意見が分かれているが、債権者が執行名義を保持する場合であろうと、既に訴権を行使し、執行されていない判決を保持する場合であろうと、訴権を必要としない債務が時効にかからないことから訴権消滅説が導かれるの

だから、訴権消滅説をとるべきではなく、債務消滅説によるべきだとするのが多数であった。しかし、債務消滅説に従う場合でも、時効の利益を受けるためにはその援用が必要であるし、債務消滅を知らないで弁済した者はその返還を請求できない(二二四九条⁹⁷)。この規定は、時効にかかった債務の弁済は、それが圧力によるものでない限り、返還する理由はないとする従来の判例や実務に従ったものである。

また債務者は時効利益を放棄することができ、これは債権者の権利がある意味で存続していることを示唆する。現行フランス民法によれば、すでに完成した時効の債務者による放棄は有効である(フ民二二五〇条⁹⁹)。この放棄は明示または黙示でなされうるが(フ民二二五一一条一項)、黙示とは、時効を援用しないという意思を明確に確証する状況から生じるとされている(同条二項)。近時の判例によれば、放棄により新しい時効期間は開始しない⁽¹⁰⁰⁾。また制限行為能力者保護のために、自らその権利を行使することのできない者は、単独で完成した時効を放棄することはできない(フ民二二五二条)。

さらに訴権が時効消滅した場合、少なくとも近時の判例によれば、執行が開始していないときは、相応な抗弁で対抗できることが認められている。要するにいずれの立場もすべての事態を説明できていないようにみえる。近時は折衷的な考え、すなわち、時効を債務の支払を求める債権者の主張に対抗するために債務者に許容された権能と解する見解も見られる⁽¹⁰¹⁾。

(チ) 除斥期間との区別

マローリー草案でも、また原案でも、除斥期間の観念を排して時効制度に一本化することが提案されていた。しかし、新法はこのような立場をとるのをやめ、消滅時効の規定が除斥期間に適用されないことを明記した(二二二〇

条)。これは何が除斥期間かの基準も、その具体的な扱いも、確実なものが何も無いのが現状であって、それぞれの規定の個別的検討なしに統一化は図れないと考えられたためである。⁽¹⁰⁾ そのため現行法上時効の起算点、停止、援用、放棄、合意の自由等に関する規定は原則として除斥期間には適用されない。裁判上の請求および執行行為による中断は、明文上除斥期間についても認められている(二二四一条、二二四四條)。これに反して承認による中断は時効にしか認められていない(二二四〇条)。

(4) テレ草案

(イ) 概観

フランスでの債務法(時効法を含む)の改正作業は、二〇〇八年に新債務法が制定、施行された後も歩みを止めていない。二〇一三年には民法学者テレを中心とするグループが草案を完成し、これを公表した。以下にはその中で消滅時効に関する部分を紹介し、検討の素材として提供したい。

テレ草案でも、消滅時効は、債務者の免責に関する第三章の第六節に規定される。

一〇九条 一定期間の債権者の不活動は、法の定める要件のもとで債務者を免責する。

権利の消滅という記述は、時効の定義において触れられていない。これは時効の効果が権利の消滅をもたらすか、それとも訴権の消滅をもたらすかの議論を回避するためである。

一一〇条 権利喪失期間は本節の定める要求の限度において認められる。

カタラ草案では、権利喪失期間は規定しない予定であったが、最終的に時効の節で言及されることになった。しかし、二〇〇八年の改正法で採用された解決とは逆に、期間のこのタイプの特殊性を緩和するために、権利喪失期間の制度を時効期間に関連づけることが適切だと思われる。

一一一条 消滅時効は、それに割り当てられた法律の定める法に服する。

一二二条 消滅時効期間を延長する法は、取得時効に影響を及ぼさない。新しい期間は、すでに経過した新しい期間を計算に入れて、進行中の時効期間に適用される。

期間の短縮の場合は、新しい期間は、合計の期間が以前の法が定めた期間を超えることなしに、法が効力を生じたときから進行する。

二〇〇八年六月一七日の規定が採録されるが、幾つかの定式が微妙に緩和されている。⁽¹⁰⁶⁾

(ロ) 時効の期間

一二三条 消滅時効期間は、法が異なった規定を置いていない限り、五年間である。

それは債権者が訴権を有した日から進行を開始する。

一二四条 消滅時効は、1 債権が条件に係る場合は、条件が成就するまで、2 担保訴権に係る場合は、追奪が

なされるまで、3 期限付き債権の場合は、期限が到来するまで、進行を開始しない。

標準的期間として五年の時効期間が維持される。期間の起算点の修正が必要と判断された。フ民二二二四条の定める時効の起算点である、権利者が彼に訴えを起こすことを許容する事実を知りまたは知ることを得べかりし日からという定式は、結果的に適切でないように思われる。ほとんどの場合債権者はその権利を知っているのであり、訴えを起こすことができない例外の場合を除き、権利の不知を考慮に入れることは適切でない。その結果起算点として訴権の発生時が選ばれる。この選択は、PECL一四：二〇三条、DCFR七：二〇三条に近似している。時効停止原因に関して規定された現行フ民二二三三条は、時効起算点に関して以前説かれた原則の適用に他ならないが、このルールはこのように規定するのが論理的である。

一一五条 身体または精神の完全性に対する侵害から生じた損害の賠償に適用されうる時効期間は一〇年間である。それは当初のまたは拡大した損害の確定時から起算される。

その期間は、拷問または暴力行為の場合は五年間である。未成年者に対してなされた性的暴力または侵害の場合も同様である。

一一六条 時効は時ではなく、日によって計算される。それは期間の最後の日が終了したときに完成する。

特別ルールに関する限り、当事者を司法上援助しまたは代理する者に対して提起された訴権のグループに、その使命の終了時に確定した特別の起算点の利益を拡大するフ民二二二五条を加えないことにした。特定の専門家のた

めになされる優遇は、当然には時効に関する節には見出されず、関係する専門家に関する規定の中に見出されるように思われる。身体損害を惹起した事件から生じた責任の訴権の時効に関するフ民二二六条は、採録されるが、身体的完全性に対するものだけでなく、精神的完全性に対するものも付加される^(四)。

(八) 時効の免除

一一七条 時効の免除 (releve) は、期間が満了したにもかかわらず債権者が訴えることを許容する。

時効の免除は、時効制度に関する最も革新的な提案の一つである。この制度は実定法上知られていないが、立法者が二〇〇八年にフ民二二三四条に停止事由として定める前は、学説は、時効の免除となる限度でその効力を認めていた。長い議論の後、時効の停止に代えて、時効の免除という制度を一般化することが時宜に適っているとされた。時効の停止は自動的かつ絶対的なものであるため不便である。グループは、当初外国法の多くやPECL等の知らない (PICC 一〇・八条は、代理人の指名の日から停止を終了させる) 配偶者間や未成年者、成年被後見人の場合のような種の停止原因を維持するかどうかについて議論した。しかし議論の後、これらの様々な前提の中で訴えることが絶対的に不可能ではないとしても、特別の扱いが留保に値すると考えられた。停止に与えられる効果、障害の間厳密に時効期間が延長されることは、絶対的すぎる。時効の免除 (releve) という技術を通じたこれらの特別の状況の新しい懸念について考察が加えられた。停止が自動的にその効果を生じる一方では、時効の免除は、権利者が障害が終わったときに、時効の期間の満了の前に訴えるために必要な期間をもちやさないという前提においてしか関与する性質を有さない。訴えのための期間という観念の放棄とよりダイナミックな時効期間の新

しい觀念の利用が提案されている。結果的に債権者の保護は、それを行使することができたときよりも前に権利者がその権利を奪われないことを要求する。しかし、債務者の保護ないし訴訟の利用の必要性は、訴えの可能性が一旦回復されれば、できるだけ早く債務者に態度を明らかにする義務を負わせるために作用する。この目的のもとで停止原因全体の変化と時効の免除という原因における時効の起算点の延期という変化に向けられる。かくして訴えの障害にもかかわらず、時効期間を進行させるかどうか、時効が完成するという前提の中で、裁判官が、訴権の行使に対する障害の消滅後に迅速に活動するのに勤勉であった債権者に時効を免除するかどうかを決定する資格を有するかが問題となる。正当な不知のような訴えの不能が時効の免除の原因となる。未成年者や保護制度の存在、夫婦間またはパートナー間の連帯合意上の債務、係争物のルールに関わる和解についても同様である。その他の様々な停止原因も時効の免除の事例に⁽¹⁸⁾変容されうる。

一一八条 訴えを起すことができなかつた債権者は、不能が終了した後合理的期間内に訴える場合には、時効が免除される。訴えなかつたことが免責されうる債権者の正当な不知の場合も同様である。

未成年または他の保護制度の結果として一人でその権利を行使することができなかつた債権者は、制度の期間中またはそれが終了してから二年内に訴える場合には、時効が免除される。時効の免除は、年またはそれより短い期間に支払われうる債権が問題になる場合は、生じない。

第一項および第二項のルールは、時効の起算点の後二〇年以上経つたときに訴えを許容する効果を持ちえない。

障害が訴え提起の不能または正当な不知から生じるときは、裁判官は、障害の終了後合理的な期間内に訴えを起

こす債権者に時効を免除すべきである。合理的な期間内という要件は、個々の事例の状況に適合させるために規定された。しかし、一項の規定は年またはそれより短い期間に支払われるべき場合は適用されない。これらのタイプの債権はその支払期日後あまりに長く請求されるべきではない。その理由は、知られているように、債務者の破綻を積み重ねによって避けることにある。障害が債権者の未成年または保護機関の不存在に基づく場合、成人した未成年者またはその権限を回復する、保護された成年者は、成年になってから、または保護機関の除去から二年内であれば、時効が免除される。しかし、免除の利益が成年になった後でしか未成年者に適さない場合は、訴権は、代理人の不訴求により未成年である間時効にかかるべきであるが、成年になると未成年者のために再開することになる。かような破綻は、債権者が未成年である間代理人によって遅れて提起される訴えが、未成年者が成年になって時効の免除を利用することを妨げるという危険を生ずるであろう。この背徳的な結果を避けるために債権者が成年になってから二年間だけでなく、債権者が未成年である間中も時効の免除の効果を生じさせることが提案された。実際に免除はもっぱら未成年者の利益に適するものであるが、代理人は本人が未成年である間代理してそれを利用しうる。訴権は保護機関が消滅していない限り可能となる。時効の免除は、停止よりもっと柔軟な作用を有する。しかし、それは障害が継続しているとき、時効の起算点となる出来事の後あまりにも長期間が経過してから裁判官が訴権を受け入れることを許容する危険を消滅させない。この場合法的安定性を満足させるために、上限期間(二〇年間)を定めるべきである。⁽¹⁰⁾

一一九条 自己の配偶者またはそのパートナーに対して訴えを起さなかつた債権者は、婚姻または連帯合意の期間中またはその終了から二年間であれば、時効が免除される。

一二〇条 時効期間満了前に当事者が、彼らを対立させる紛争の解決のために交渉し、または和解による解決手続に訴えることを合意した場合には、債権者は、交渉または調停手続の挫折のときから一年間に訴えを起こすときは、時効は免除される。

二〇〇八年六月一七日の法律は、フ民二二三八条にかような交渉が時効の進行に対して有する効果を挿入する規定を加えた。単なる仲裁や和解の事例を超えて交渉全体に調整の領域を拡大することは適切である。しかし、停止事由とすることは不適切である。それゆえに、交渉に合意した債権者は、交渉または調停による解決手続の挫折のときから一年内であれば時効が免除される。¹¹⁾

(二) 時効の中断

一二一条 時効の中断は、当初と同じ長さの期間を新たに進行させる。

一二二条 その権利が時効に服する者の有する権利の債務者による承認は、時効を中断する。

一二三条 急速審理による場合であろうと、また申請 (request) による場合であろうと、裁判上の請求は時効を中断する。それが管轄権を有さない裁判所に提起され、または裁判所への提訴行為が方式の瑕疵により無効であるときも同様である。

新しい期間は、なされた決定が確定的になった日から起算される。総ての手続の前になされる証拠調べの場合は、新しい期間はそれが実行された日から起算される。

一二四条 中断は、請求者がその請求を取り下げ、または事件を失効させた場合も同様である。請求が無効となり

または確定的に却下された場合も同様である。

一二五条 時効期間は、同様に強制執行または法により定められた負債整理のための集団訴訟における債権の宣言によっても中断する。

時効中断の制度はあまり改定されない。PICC 10・五条、PECL 13:302条、DCFR 7:302条は、訴訟終了後全部の期間が再開することを避けるために、訴えの提起を単なる停止事由とするが、この立場はとるべきではない。債権者が訴えを起こしている場合、彼は権利の上に眠る者ではない。権利と事実の間の矛盾も存しない。時効は発生の余地がない。進行を開始した期間は単に停止するだけでなく、抹消されるのである。中断効の主張が受け入れられるべきである。若干の修正がなされた。中断効は、手続の完了まで延長されるのであり、上訴がなされた場合審級が消滅するときまでではない。基本的に二〇〇八年六月一七日法の欠落が埋められる。期間を中断する目的だけでなされた保存のための呼び出しが問題になる、請求の失効の場合でも時効の中断効が付与される事例がこれである。同様に手続の瑕疵の結果として訴訟係属行為の無効がその時まで中断を生じる効果を有していないとしても、二〇〇八年六月一七日法の二二四一条は、かような無効にもかかわらず中断効を維持する。その定式の一般性は批判される。手続の瑕疵は実体および方式の瑕疵を包含する。時効の中断効の維持は単なる方式の瑕疵の場合に制限されるべきである⁽¹¹⁾。

裁判官が総ての訴訟の前になされた証拠調べの請求を認めたとき、時効が停止し、その手続が六カ月より短くない期間のために実行される日から再開することを定めるフ民二二三九条は採録されない。その結果かような手続の宣言のために裁判上の請求、すなわち中断が必要とされる以上、六カ月間としての時効停止への言及は不要である。

その期間は中断の事実により再構成され、その手続が実行された日から全期間について再開する。⁽¹²⁾

一二六条 連帯債務者または不可分債務者の一人に対する債権者による時効の中断は、他の者に対しても効力を有する。

これに対して連帯債務者の相続人の一人に対する債権者による中断は、なされるべき給付が可分であるときも、他の共同相続人に対して効力を生じない。それはこの相続人が義務を負う部分を除き、他の共同債務者に対しても効力を生じない。それは死亡した共同債務者のすべての相続人に対してなされた場合を除き、そのすべての者のために効力を生じない。

一二七条 主債務者に対する債権者による時効の中断は保証人に対しても効力を生じる。

共同債務者および保証人に対する中断の効果はもつと重要な修正を受ける。前者については、法文は時効中断効を不可分債務を負う債務者に拡大され、後者は、主債務者の債務の承認が保証人に損失を与えることは論理的でないように思われる。債権者による中断行為のみが彼に対抗されうるとするのが好ましいと判断される。⁽¹³⁾

(ホ) 時効の援用

一二八条 時効は控訴院においてですら原因のあらゆる状態において対抗されうる。

裁判官は時効から生じる手段を法律上当然に補充しえない。

一二九条 支払は時効が完成したという理由で返還されえない。

一三〇条 単なる時効の完成は明示または黙示で放棄されうる。

一三一条 時効に利害関係を有するすべての者は、債権者がそれを放棄する場合ですらそれを援用しうる。

援用に関する規定は、単純化されていることを除けば、現行法通りである。

(へ) 時効に関する合意

一三二条 時効期間は当事者間の合意により短縮または延長されうる。しかし、それは一年未満に短縮されえないし、一〇年を超えて延長されえない。

当事者は、時効が進行しない他の場合を定め、または法によって定められた時効の免除または中断原因に付加することもできる。

当事者は、債権者が訴えることのできる時よりも早い時期を定めることなしに、期間の起算点をも修正しうる。

一三三条 前条は、身体的または精神的完全性の侵害から生じた損害の賠償請求権および年またはそれより短い期間に支払われうる債権には適用されない。

一三四条 時効のいかなる変更も一一八条三文に定められた期間を超えて訴えることを許容する効果を有し得ない。

時効の合意による変更は二〇〇八年の改正の大きな進歩である。しかし、時効の起算点の合意による変更が認められるかどうかは不確定のままである。合意によるすべての変更が禁止される消費者法以外に、二つの選択肢が考えられる。起算点を動かさないとすることと一定の条件のもとで変更を許容することである。本草案では後者の

道が選ばれる。当事者は二つの制限のもとで時効の起算点を変更することができる。第一の制限は実体的なものである。いかなる時効の変更も定期債務または身体的損害に関する債務の場合は不可能である。身体的（または同様の）損害に関する債務への言及は新規なものである。かような文言が置かれていないと組織化されたスポーツ活動の中で負傷したプロの選手の事例のような場合に問題が起こる。身体的な損害に関する債権の場合の総ての合意による変更を明示的に禁止することは正当である。第二の制限は時間的なものである。一方では、当事者は時効の起算点を債権者が訴えうるときよりも早い期日に定めえない。他方起算点の合意による延期は、失権期間の作用を妨げない（一〇年を超ええない^(出)）。

注

- (1) フランス民法（一八〇四年）の時効規定に至るまでのフランスの時効学説については、金山直樹・時効理論展開の軌跡—民法学における伝統と変革—（一九九四年）一頁以下参照。またフランス民法制定後二〇〇年間の消滅時効法の展開と変遷については、同・時効における理論と解釈（二〇〇九年）一六〇頁以下、一八〇頁以下参照。
- (2) Malinvaud/Fenouillet/Mekki, *Droit des obligations*, 13^e éd., 2014, p. 732.
- (3) 以下の二〇〇八年改正以前のフランス民法時効規定については、法務大臣官房司法法制調査部編・フランス民法典—物権・債権関係—（昭和五七年）「稲本洋之助」をも参照した。
- (4) Cass. com., 17 déc. 1973, Bull. civ. 1973, IV, n° 367.
- (5) Cass. 1^{re} civ., 6 oct. 1976, D. 1977, 25.
- (6) Cass. com., 30 mars 2005, Bull. civ. 2005, IV, n° 75.
- (7) Cass. 1^{re} civ., 25 juin 2002, Bull. civ. 2002, I, n° 174⁽⁴⁾。

(8) 一八〇四年フランス民法制定に際して長すぎる期間を付与すべきではないこと、通信の容易化、社会における知識の普及、古い事件を持ち出すことが悪意の所産であること等の理由から二〇年とすべきだという破棄院等の見解も唱えられたが、普通法(一七、一八世紀のフランス民法学)の伝統を受け継いで三〇年の一般的時効期間が採用された(金山・軌跡三六三―三六五頁)。

(9) 後述フ民旧二二五七条が起算点に相当するルールを定めていたが、判例は権利者が克服することができない障害の結果として訴えることができない場合には時効が進行しないというルールを認め、例えば損害賠償の分野では、被害者が損害発生を知らなかった場合は、時効は進行しないことを認めた(金山・理論と解釈一七五―一七七頁)。

(10) 金山・理論と解釈一六七―一六八頁参照。金山教授は、不法行為に基づく損害賠償請求権の時効が三〇年から一〇年に短縮された理由を権利の広がりと言及に求められる(同・理論と解釈一八二頁)。

(11) フランスでは一九四八年八月一八日法で商人間の債務につき一〇年の時効が導入され、次いで一九七七年一月三日法で商人、非商人間の債務にそれが拡大された(Benabent, *Droit des obligations*, 14^e éd., 2014, p. 648)。

(12) Malinvaud/Fenouillet/Mekki, *op. cit.*, p. 749, 7)の時効完成者に対する宣誓要求権は、何らの証拠手段も持たない者が最後のよりどころたる良心に訴えるもので、カンバセレス草案では否定されていたのに、旧来の慣行を無条件に踏襲して規定されたものである(金山・軌跡三九〇―三九二頁)。

(13) 旧フ民二二四五条については、森田宏樹「裁判外紛争解決手続きに対する時効中断効の付与」平井先生古稀記念民法学における法と政策(二〇〇七年)一四二頁参照。

(14) 一八〇六年フランス民事訴訟法五七条は、これを受けて「和解(勸解)のための呼び出しは、時効を中断し、利息を発生させる。ただし、いずれも、不出頭または和解(勸解)不調の日から起算して一か月以内に訴えが提起されない場合にはこの限りでない」と規定した。

(15) Malinvaud/Fenouillet/Mekki, *op. cit.*, pp. 760, 763. 金山・理論と解釈一七四―一七五頁参照。

- (16) フランス民法旧規定の時効停止事由に関する議論の変遷については、森田・前掲論文平井古稀記念一五四―一五六頁参照。
- (17) Cass. 1^{er} civ., 22 déc. 1959, JCP 1960, II, 11494; Cass. 2^e civ., 10 févr. 1966, D. 1967, 315-35-36°。
- (18) Malinveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 763.
- (19) 金山・軌跡三四六頁以下参照。
- (20) 松久三四彦・前掲書一〇七頁注九七をも参照。
- (21) Pierre Catala, Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 1101 à 1386 du Code Civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code Civil), Rapport à Monsieur Pascal Clément, Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, 22 Septembre 2005, Documentation française, 2006.
- (22) P. Malaurie, Exposé des motifs, 注21の文献, p. 171-172. 森田・前掲論文平井古稀記念一八七―一八八頁。
- (23) 森田・前掲論文平井古稀記念一八九―一九〇頁。
- (24) 金山編・消滅時効法の現状と改正提言一〇―一一頁 [金山直樹]。
- (25) Pour un droit de la prescription moderne et cohérent, Rapport n° 338 (Senat 2006-2007) de MM. Jean-Jacques Hiest, Hugues Portelli et Richard Yung au nom de la mission d'information de la commission des lois du Sénat (<http://www.senat.fr/noticerap/2006/r06-338-notice.html>).
- (26) Loi n° 2008-561 du 17 juin 2008 portant réforme de la prescription en matière civile.
- (27) 各条文の邦訳については、金山編・前掲書二四三頁以下 [金山直樹、香川崇] 参照。
- (28) 金山編・前掲書一六五頁 [金山、香川]。
- (29) 金山編・前掲書一七一頁 [金山、香川]。
- (30) Terré/Simler/Lequette, Droit civil les obligations, 11^e éd., 2013, p. 1508-1511.

(31) 金山編・前掲書八一頁「金山」。ただし、金山教授は、親戚同士の借金などにおいては、必ずしも権利の普及や行使の容易さを語るべきでないこと、また損害賠償の分野では後遺症の問題など五年の時効があてはまらないため、フ民二六八条二項が設けられていることを付言される(同書八一頁)。起草時の資料としては、本節注21の資料、p. 82-85; Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale sur la proposition de loi de M. Jean-Jacques Hyest portant réforme de la prescription en matière civile, Par M. Laurent Béteille, Sénateur, N° 83, Sénat, Session extraordinaire de 2007-2008, Annexe au procès-verbal de séance du 14 novembre 2007 (http://www.senat.fr/rap/107-083/107-083_monoh.html), p. 34-35 参照。

(32) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1512-1513.

(33) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1513.

(34) ただし、二〇一三年の法改正により現在では三年とされている。

(35) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1513-1515.

(36) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1516-1518.

(37) 詳しくは、Malinveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 756-757参照。

(38) 注31の文献、p. 37-38。金山編・前掲書一六六—一六七頁「金山、香川」。

(39) 石綿被害者について破棄院は、国家に対する債権の消滅時効に関する一九六八年二月三十一日法一条の四年の時効に服すると判示したが、二〇一〇年二月九日の法律 (loi n° 2010-1257) は、この被害も一〇年の時効に服するとした(五三条)。医療事故、生活病、院内感染による被害についても同様である (Malinveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 757)。

(40) 判決、仲裁裁定、司法上認可された和解、調停について適用されるが、所有権や物権のようなもっと長い時効に服

するものには適用されなく。Mainveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 757-758参照。

(41) 詳しくは、Mainveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 753-754参照。

(42) 被害者の保険会社に対する直接訴権は通常の時効に服する。契約前の情報提供および助言義務違反に基づく保険者に対する訴権 (Cass. 1^{re} civ., 30 janv. 2001, n° 98-18145, Bull. civ. I, n° 14) や欺罔の結果として、賠償金の一部の直接の支払いにより利益を得た被保険者の債権者に対して保険者によって行使された非債弁済訴権 (Cass. 1^{re} civ. 27 févr. 1996, n° 94-12645, Bull. civ. I, n° 105) も同様である。

(43) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1520-1524.

(44) Com. 27 11 2001, Bull. civ. IV, n° 187.

(45) Civ. 1^{er}, 24 1 2006, Bull. civ. I, n° 28, D. 2006, 26.

(46) 注21の文献, p. 96-98, 金山編・前掲書一六七頁 [金山、香川]。

(47) 注31の文献, pp. 26-27, 41-42.

(48) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1524-1525.

(49) 金山編・前掲書一六八頁 [金山、香川]。

(50) 注31の文献, p. 34-35, 金山編・前掲書一六六頁 [金山、香川]。

(51) 保険については、保険法典一一四―一条、国庫については、L P F二七四条、国、地方自治体および公施設に対する債権については、一九六八年二月三十一日の法律六八一―二五〇号一条。

(52) Civ. 2^e, 12 avril 2012, n° 11-20664.

(53) Civ. 2^e, 15 novembre 2001, Bull. civ. II, n° 167; Civ. 2^e, 11 décembre 2003, Bull. civ. II, n° 380.

(54) Civ. 3^e, 5 février 2003, Bull. civ. III, n° 27 (虚有権者による彼抜きで締結された請負契約の無効訴権)。

(55) Civ. 2^e, 7 octobre 2004, Bull. civ. II, n° 441.

- (56) Civ. 1^{re}, 10 mai 2005, Bull. civ. I, n° 205.
- (57) Com., 6 mai 2014, n° 13-17632.
- (58) Civ. 1^{re}, 3 mai et 28 novembre 1995, Bull. civ. I, n^{os} 183 et 430; Civ. 1^{re}, 25 novembre 1997, Bull. civ. I, n° 324, 急速審理における仮採決をも構わず (Civ. 2^e, 3 septembre 2009, Bull. civ. II, n° 202)°。
- (59) Civ. 1^{re}, 14 mai 1996, Bull. civ. I, n° 209.
- (60) Civ. 1^{re}, 30 juin 1998, Bull. civ. I, n° 234.
- (61) Bénabent, Droit des obligations, 14^e éd., 2014, p. 651-652.
- (62) Civ. 1^{re}, 22 12 1959, Bull. civ. I, n° 558⁴³°。
- (63) Com. 13, 4 1999, Bull. civ. IV, n° 89⁴⁴°。
- (64) Civ. 2^e, 22 12 1965, Bull. civ. II, n° 1088.
- (65) Civ. 1^{re}, 27 1 2004, JCP 2004, IV, 1555.
- (66) Req., 28 11 1038, DH 1939, 99, 反対 : Civ. 2^e, 5 10 1988, Bull. civ. II, n° 188, D. 1989, 2 09.
- (67) Terré/Simler/Lequette, op. cit. p. 1526-1530.
- (68) Bénabent, op. cit., p. 652.
- (69) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1530.
- (70) 俸給、年金給付、扶養給付、賃料、小作料、賃借人の負担、貸付金の利息の支払いまたは返還請求権および一般的に年またはそれより短い期間に支払われうるものの支払い訴権(フ民二三三五条)°。
- (71) 内縁配偶者間の債権についても、その関係の係属中は訴えを起すことが道義的に不可能だと主張しうる (Mainveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 762)°。
- (72) 二〇〇八年五月二一日のEU指令 (JOUE 24 mai 2008, n° 136) 八条は、このような解決を指示する。「加盟国は、

紛争の解決を試みるために調停を選択する当事者が、調停手続きの期間中時効期間の満了によって紛争に関する訴訟手続または仲裁手続を開始することが妨げられないように留意すべきである。」フ民二二三八条の適用上、停止が生じるのは裁判上の調停、和解に限られるものではないが、単なる交渉では不十分である (Malinveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 764)。

(73) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1531-1532.

(74) 注31の文献、p. 27. 金山編・前掲書一六八頁「金山 香川」。

(75) Cass. 1^{re} civ., 22 mai 1991, n° 88-17948, Bull. civ. I, n° 164; RTD civ. 1992, 104 (保険金額の請求) ; Civ. 1^{re}, 18 juillet 2000, Bull. civ. I, n° 223.

(76) 債務者の代理人による承認も時効を中断するが、その受任者でもなく、また雇用契約によって結ばれてもいない公認会計士の承認は「の限りにならう」(Cass. 1^{re} civ. 4 mai 2012, n° 11-15617, Bull. civ. I, n° 102; CCC 2012, n° 201; Pages, Droit des obligations, 4^e éd., 2013, p. 456)。

(77) 請負人が請負工事に瑕疵があるときに修補を実施した場合、運送人が運送上の不注意について謝罪した場合 (Paris, 2 juillet 1993, D. 1993, IR. 215) 、債務者が延期を懇願した場合、債務者が当該債務を含む債務の整理の計画を懇願した場合 (Civ. 2^e, 9 janvier 2014, n° 12-28272; CCC 2014, 105) 、債務者が同意された担保を確認した場合 (Com. 31 octobre 2006, Bull. civ. IV, n° 212) が「れびあさ (Benabent op. cit., p. 657)。

(78) Cass. 2^e civ., 15 juin 2004, n° 03-30052, Bull. civ. II, n° 297; Civ. 1^{re}, 22 octobre 2002, Bull. civ. I, n° 238 (相殺合意に中断効を認めず) ; B. Fages, op. cit., p. 456; Benabent op. cit., p. 654.

(79) Malinveaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 766-767; Benabent op. cit., p. 654.

(80) 取り下げは、一義的かつ単純な取り下げを除いて、時効の中断が生じなかったものとみなすことを許容しない。訴えが後で再開されるときは、取り下げはフ民二二四六条が裁判所への召喚や付帯請求に付与した中断効を維持する

- (Cass. com., 12 juill. 1994, n° 91-17710, Bull. civ. IV, n° 266; JCPG 1995, II, 22494; Fages, op. cit., p. 457 n° 43)。
- (81) Civ. 2^e, 19 11 2009, Bull. civ. II, n° 267, D. 2010, 685.
- (82) Civ. 2^e, 24 3 2005, Bull. civ. II, n° 85, D. 2005, IR 67 n° 3。フ民三四四条は、二〇一一年二月一九日の政令¹⁰ 2011-1895により修正され(二〇一二年六月一日施行)、「民事訴訟法(強制執行編)の適用上とられた保全手続にも時効中断効が付与される」ことが明示された。
- (83) 注31の文献' pp. 21, 47-48.
- (84) 金山編・前掲書一六九頁「金山」香川」。
- (85) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1538-1539.
- (86) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1540-1542.
- (87) Malinvaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 780.
- (88) 注31の文献' p. 52-53. 金山編・前掲書一六九頁「金山」香川」。
- (89) 金山編・前掲書一七〇頁「金山」香川」。
- (90) Terré/Simler/Lequette, op. cit., p. 1542-1543.
- (91) Fages, op. cit., p. 448; Malinvaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 781 (身体損害の賠償請求につき)。
- (92) 近時フランスで名誉毀損に対する権利については、裁判所が法律上当然に三か月の時効を適用しうべきだとの動きが出ている(Civ. 2^e, 24 avrii et 2 octobre 2003, Bull. civ. II, n° 113 et 290)。消費者の権利についても同様である(Bénabent, op. cit., p. 661)。そしてフランスでは二〇〇八年一月三日法(消費者法典一四一―四四条)以来、裁判官には、二〇一四年三月一七日法以来の濫用的条項の制裁に関する場合を除き、消費者法典上のあらゆる処分を職権により採りあげる権利(義務ではない)が与えられている。この規定は議論のあるところで、消費者によって事業者に対して行使される行為の消滅時効もまた職権で裁判官が取り上げることが許容するがゆえに、消費者のためという考え方によって正当

化する。この点については批判されている (Malinvaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 775)。

- (93) ベナバンは、フ民二一九条の規定を根拠に新法が実体法説をとったとする (Benabent, op. cit., p. 645)。
- (94) Malinvaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 738。
- (95) 注31の文献、p. 32。金山編・前掲書一七二頁「金山、香川」。
- (96) 債務者は債権の消滅時効を確認するために訴訟手続外で訴えを起すことができない (Pages, op. cit., p. 447; Cass. I^{re} civ., 9 juin 2011, n° 10-10348, Bull. civ. I, n° 111; RTD civ. 2011, 535 (婦人の相続財産の範囲を知るために訴訟手続外ですら債権の消滅時効を確認する利益がある))。
- (97) ツインブローマンは、ドイツ法的な立場 (抗弁権構成) から債権が消滅したのに弁済金を取り戻せないとする構成を批判する (R. Zimmermann, 'Extinctive Prescription under the Avant-projet, European Review of Private Law, 6-2007, p. 812-813, 金山編・前掲書一七一頁「金山、香川」)。
- (98) Cass. com. 22 oct. 1991, Bull. IV, n° 311。
- (99) しかし、債務者が放棄した場合でも、時効はその債権者またはすべての利害関係人により援用されうる (フ民二二五三条)。
- (100) Civ. 2^e, 16 novembre 2003, Bull. civ., III, n° 15。
- (101) Terré/Simler/Leguette, op. cit., p. 1543-1546。
- (102) 注21の文献、p. 198-199。
- (103) 注31の文献、p. 100-101。
- (104) 注31の文献、pp. 23, 32-33。金山編・前掲書一七二頁「金山、香川」。
- (105) 旧法では黙示による援用も認められたが (Cass. civ., 3 août 1870, DP 1870, I, 358)、新規定の下ではこのような扱いを示す条文は存しない (Malinvaud/Fenouillet/Mekki, op. cit., p. 776)。

- (106) Terré, Pour une réforme du régime général des obligations, 2013, p. 112—113 [Klein].
- (107) Terré, op. cit., p. 113—114 [Klein].
- (108) Terré, op. cit., p. 114—115 [Klein].
- (109) Terré, op. cit., p. 116—117 [Klein].
- (110) Terré, op. cit., p. 118 [Klein].
- (111) Terré, op. cit., p. 118—119 [Klein].
- (112) Terré, op. cit., p. 120 [Klein].
- (113) Terré, op. cit., p. 120 [Klein].
- (114) Terré, op. cit., p. 122 [Klein].

4 結びに代えて

以上見た如く、今日の大陸法諸国では、ローマ法以来の原則三〇年という消滅時効法の体系が崩され、一九八〇年代の初めにドイツのペーターズ、ツインマーマン教授によって提案された極端に短い、主観的起算点を伴う時効期間とそれよりは長期の客観的起算点を有する時効期間の組み合わせから成る時効法の体系がそれに代わって立法化されていることが特徴として挙げられる。同様の提案はイギリスでもなされているが、こちらの方はこれまでのところ実現の見込みは立っていない。日本では、大陸法諸国に属するからというよりも、このような時効法が取引の早期決済を歓迎する産業界の支持を受けていることからこのような時効法体系が二〇〇九年の起草委員会作成の債権法改正提案以来採用されている。筆者は、この新しい立法提案に対しては、現在の原則として一〇年、商事債

権については五年という消滅時効期間がわが国ではこれまであまり問題なく受け入れられてきたし、二年とか三年という期間制限が、たとえ起算点を債権者が債権発生の原因および債務者を知ったときとするとしても、不法行為や不当利得などの分野でしかも特殊な事情のある場合を除いて、容易にこの要件を満たしてしまい、債権者の権利保護という観点からは問題の余地があると考えてきた。ただ問題なのは、諸外国の多くがこのような新しい時効体系を採用した場合に日本だけが古い時効法体系を維持することの意義である。⁽¹⁾ わが国と同様債権につき一般的に一〇年の時効期間を定めているスイスでも、二〇一三年にドイツ法のような新しい時効法の体系に移ることを予定した草案が公表されている。二年とか三年という時効期間は、いわゆる短期消滅時効に服する日々生起する比較的少額の債権にはあてはまるとしても、人の一生を左右するような多額の債権にはあてはまらないと考えられる。ドイツで堤唱された上記二重期間制限ルールは、既述のようにフランスでは短期期間が三年ではなく五年になっている。そしてその起算点は、権利者がその権利の行使を可能とする事実を知りまたは知るべきであったときからとされている(フ民二二二四条)。短期期間を五年としたことは、フランスの固有の法状況を考慮したものだといわれている。わが国でも、二〇一四年八月の仮案では、一般の債権については、権利行使時から一〇年という長期期間制限とともに、権利行使が可能なことを知ったときから五年という短期の期間制限が課される(第7 1)。またドイツ、フランスなどとは異なって、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について特別規定を置き、現行規定(日民七二四条)と同旨の規定を置いている(第7 4 (生命、身体への侵害については短期期間が三年ではなく五年とされている(第7 5))。筆者はこの案であれば、基本的に支持されうる、ないしこれからのわが国の時効法制として受け入れられうるのではないかと考えている。不法行為の場合についてはこれまでのルールと違いはない(生命、身体侵害については被害者保護の範囲が拡げられている)。一般の債権については、「権利行使が可能な

ことを知ったときから五年間」であるが、通常の場合は弁済期が到来すれば権利行使が可能なことを知ったという要件を満たすと考えられるため、短期時効期間が五年とされたのと同様の意味を持つことになろう。従って、仮案の時効規定の採用の可否は五年の時効期間とすることが一般に受け入れられるか否かにかかってくるといえよう。

ペータース、ツインマーマンの提案ないしドイツの新時効法では、時効期間を短期のものとする一方では、それによる債権者の不利益を是正するために幾つかの対策を立法上講じている。その一つは、時効の停止事由の拡大である。特に当事者間で調停、和解または仲裁手続、さらにはADR手続が係属しているときは時効が停止されるとすることは、権利者が自己の権利行使のために手立てを講じているのだし、債務者としても債務の存否、範囲、弁済の条件をめぐって争いがあるとしても、債権の行使を受け、またはその前提となる行為がなされているのだから、その間少なくとも時効期間の進行を停止することが合理的である。また近時広い範囲で制度化されているADRを促進するという意味からもこのような解決は支持されるべきである。これは二重期間制限を導入したまたは導入しようとしているドイツ、フランス、さらには日本で共通の認識となっている²⁾。第二に、やはり同様に短期期間制限を導入する説得材料として位置づけられているのが、当事者間の時効期間延長、短縮の合意の広い範囲での許容である。かつては時効期間は、ドイツ、フランス、日本で当事者間の合意による短縮は可能であるが、延長はできないとされてきた。しかし新規定ではその延長も可能とされている。ただし、あまりにも長期の期間にわたることは認めないとするのが一般である。当事者が互いに自己の立場を相手方に主張することができ、契約が平等の立場で締結される場合であれば、このような当事者間の合意による時効期間の延長や停止事由、中断事由の拡大、起算点の繰り延べは、短縮化された時効期間による債権者の権利行使に対する制限を緩和するのに大いに有効な手段となることであろう。しかし、現実には当事者間に社会的、経済的な力の懸隔がある場合が多いのであり、得てして社

会的経済的弱者には、自己の短い権利行使期間を自己に有利に延長することを相手方に対して要求することは期待できない。逆の場合には、立場の弱い相手に対して時効に關する不利な約定を飲ませることは可能であろう。現代の法では、このような場合には、例えば、事業者対消費者間の取引では、民法中に特別規定を置き（ドイツの例）、または消費者契約法などの消費者法に特別ルールを定めることによって（フランス、日本の例）立場の弱い側を保護することが行われている。また使用者と被用者の間の雇用契約やフランチャイズ契約の場合は、労働関係特別法、約款規制などにより弱者が保護されることが期待される。しかし、これらの特別規定ないし特別ルールには一定の要件があり、保護は万全とはいえないし、例えば、元請けと下請けの間の取引や大企業と中小企業との契約では、特別法、行政指導などによって規制される場合を除き、弱い立場の者が保護されるとは限らない。すなわち、社会的経済的に弱小な側が相手方に自己の有利に時効ルールを変更する合意を取り付けさせることは期待できない。フランスでもドイツでも当事者の合意による短期時効期間の個別的な是正が広い範囲で予定されており、特に本稿で紹介したシュミット・レンチュは合意による変容を理論的に深く掘り下げる議論を展開しているが、合意による個別の変容にはこのような制限が伴うことに留意すべきである。

最後に筆者の結論を要約しよう。ペータース、ツインマーマンに始まった消滅時効期間の短縮化の動きはヨーロッパを席卷し、日本の立法にもその影響を及ぼしているが、短期にすぎる時効期間は商取引のような敏活と早期決済を尊ぶ領域では合理性を有するとしても、特にこれまでの日本のように当事者間の融和と信義を基礎としている社会では必ずしもあてはまらないといえる。特に友人や知人に頼まれて（相手を信頼して）お金を貸すような場合は、借主の経済的更生を待つて返済を受けるという小市民的な友誼の關係からは短期の時効期間は導かれない。しかし、この場合でも当事者は弁済期を定め、その定めがないときは、貸付時から相当期間が経過して借主が返済

をなすべきだと考えられるときに弁済すべき義務が発生するといえるから、短期の時効期間を規定する場合でも、債権者は弁済期または弁済をなすべきことを知ったときから時効期間が満了するまでの間に権利を行使すべきなのであって、時効期間を一〇年にする場合と三年あるいは五年とする場合とで債権者のなすべきことには違いがなく、むしろ長期間の時効期間は当事者間の法的関係を不安定なものにするともいえる。ペータース、ツインマーマンの時効期間短縮化の発想はこのような所にあるのではないかと考えられる。そうであるとするとき短期の時効期間を債権者が権利を行使しうることを知ったときから、または債務者および債権発生原因を知ったとき（もしくは合理的な注意を払えば知りえたとき）から三年ないし五年で時効にかかるとしても必ずしも不当だとはいえない。債権者のこれらの事実に関する不知の期間が長く続くことにより時効期間がいつまでも進行を開始しないことを避けるために長期の期間制限を定める。また人身に対する死亡、傷害のような被害者の損害を確実に凶る必要がある場合は、上記の一般の債権時効とは別枠で被害者に有利な時効ルールを定める。これらの新ルールも合理性を有するものであり、受け入れることに異論はないであろう。残った問題は、このような現在世界仕様となりつつある新しい時効制度を一般的に受け入れる国民の理解が醸成されているかどうかにかかるところになる。すなわち、債権者が債務者に弁済を請求することが可能になったら、早急に債務者に支払を請求すべきであり、ちよつと待ってくれという債務者からは承認（支払延期の承認を含む）や更改を証する書面を徴求し、債務の存在を否定しまたは誠実に応じない債務者に対してはできるだけ早く催告、督促手続、調停、和解、仲裁、ADR手続などに着手する必要があることを国民各自が理解することである。

注

- (1) 大村教授は、二〇一〇年の段階でドイツ、フランスにおける消滅時効法の短縮化が日本に影響を及ぼすであろうと予測していた(大村敦志・フランス民法―日本における研究状況(二〇一〇年)二四二頁)。
- (2) ド民二〇四条、フ民二二三八条、PECL一四：三〇四条(交渉継続中は時効は停止する。交渉には調停手続も含まれる(Lando/Beale (ed.), *Principles of European Contract Law*, Part III, p. 187))、PICC一〇・七条(ADRによる交渉は時効停止事由となる。当事者間の単なる交渉はこの限りでない)、DCFRIII七：三〇四条。UNCITRAL国際商事調停モデル法も、調停手続が開始したときに調停の対象時効である請求につき時効が進行を停止するとしている(UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation with Guide to Enactment and Use 2002, pp. 29-33、三木浩一「UNCITRAL国際商事調停モデル法の解説」NB L七五六号(二〇〇三年)五三頁以下)。日本では平成一六年に成立した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」でADRに対して時効中断効を付与する規定が設けられた。それによれば、認証を受けた紛争解決手続によつては和解が成立する見込みがないことを理由に手続が実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合に、紛争当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内にその請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に訴えの提起があったものとみなす(二五一条一項)。その経緯および立法の詳細については、森田宏樹・前掲論文平井宜雄先生古稀記念民法学における法と政策一二九頁以下参照。その他個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成一三年)一六条、公害紛争処理法(昭和四五年)三六条の二、四二条の二五(責任裁定)も同旨を定める。